

河川整備計画進捗状況(実施)(調査・検討)項目

平成17年4月11日

近畿地方整備局

整備計画進捗(実施)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	進捗状況等	H16年度の実施状況	H17年度予定等	備考
	環境 - 1	5.2(1)	河川環境のモニタリングの実施と評価	淀川	事後モニタリング			
	環境 - 2	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川		取水口移設計画と調整を図る	詳細検討を実施予定	
	環境 - 3	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川	植生、魚類、底生動物調査継続実施中		植生、魚類、底生動物調査継続実施予定	
	環境 - 4	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川	植生、魚類、底生動物調査継続実施中		植生、魚類、底生動物調査継続実施予定	
	環境 - 5	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(鶴殿地区)(道鶴、上牧)	淀川	継続実施中	高水敷切り下げ	高水敷切り下げ継続実施予定	
1	環境 - 6	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	継続実施中	7カ年計画	干陸化した河床の切り下げ継続実施予定	部会で報告済み
	環境 - 7	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋地区)	淀川	継続実施中	利用状況、植生、地形変化状況調査	事後モニタリングの実施	部会で報告済み
2	環境 - 8	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川		鳥類、底生動物、植生回復状況、地形形状調査	鳥類、底生動物、植生回復状況調査実施予定	部会で報告済み
	環境 - 9	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川		鳥類、底生動物、植生回復状況、地形形状調査	鳥類、底生動物、植生回復状況調査実施予定	
4	環境 - 10	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(下津屋地区)	淀川	実施中	堤防補強工事とあわせて試験的に実施	植物、水生生物調査実施予定	部会で報告済み、治水 - 12 - 6と同時
3	環境 - 18	5.2.1(2)	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)(小泉川)	淀川	今年度実施予定	魚道設置	H17年度設置予定	部会で報告済み
	環境 - 37	5.2.3(3)	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川ダム統管	試験放流実施	放流パターン試行中(天ヶ瀬ダムは瀬田川洗堰の追従操作)	継続実施(放流パターンの検証)予定	瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム
	環境 - 41	5.2.4(3)	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	淀川	継続実施中	既存の設備を継続して活用し、より効果的な操作方法等を検討	既存の設備を継続して活用し、より効果的な操作方法等を検討予定	日吉ダム
	環境 - 42	5.2.4(3)	曝気設備の継続活用及び各種の検討	淀川	継続実施中	既存の設備を継続して活用し、より効果的(合理的)な運用方法等を検討	既存の設備を継続して活用し、より効果的(合理的)な運用方法等を検討予定	日吉ダム
	環境 - 43	5.2.4(3)	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	淀川	継続実施中	底質の調査、経年変化等確認	底質の調査、経年変化等確認継続実施予定	日吉ダム
	環境 - 43	5.2.4(3)	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	淀川ダム統管	継続実施中	底質の調査、経年変化等確認していく。		天ヶ瀬ダム
	環境 - 49	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の実施(城北地区)	淀川	植生、魚類、水質調査継続実施中		植生、魚類、水質調査継続実施予定	
	環境 - 50	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の実施(豊里地区)	淀川				
	環境 - 51	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の実施(十三地区)	淀川	魚類、水質調査継続実施中		魚類、水質調査継続実施予定	
	環境 - 52	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の実施(木津川中流部)	淀川	調査継続実施中		調査継続実施予定	
	環境 - 54	5.2.6(1)	イタセンバラの生息環境を保全する(木津川下流)	淀川	生息調査継続実施中		生息調査継続実施予定	
	環境 - 55	5.2.6(1)	ナカセコカワニナの生息環境を保全する(瀬田川、宇治川)	淀川	生息調査継続実施中			
	環境 - 68	5.2.8(1)	生物に配慮した護岸工法の採用	淀川	継続実施中		継続実施	
	環境 - 69	5.2.8(2)	植物の結実時期を考慮した施工	淀川	継続実施中	開花・結実に配慮した除草(木津川)等を継続	継続実施	カヤネズミの生息にも配慮した除草実施
	環境 - 70	5.2.8(3)	現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置	淀川	継続実施中		継続実施	
	環境 - 71	5.2.8(4)	工事中濁水の生物水域への流入防止	淀川	継続実施中		継続実施	

整備計画進捗(実施)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	進捗状況等	H16年度の実施状況	H17年度予定等	備考
	環境-72	5.2.8(5)	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川	継続実施中		継続実施	
	環境-74	5.2.8(7)	淀川土砂仮置き場堤内地への確保	淀川	1箇所実施	18,000m2確保	仮置き場所の候補地調査を実施	
	環境-75	5.2.8(8)	淀川土砂仮置き場堤面積の縮小	淀川				
	治水-5	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(淀川沿川)	淀川	継続実施中		継続実施	沿川整備協議会
	治水-6	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(淀川下流左岸区間)	淀川	継続実施中		継続実施	
	治水-7-1	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(点野)	淀川	継続実施中	継続	継続実施	
5	治水-7-2	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(新町)	淀川	継続実施中	H16完成		
	治水-7-3	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(江川)	淀川	継続実施中	継続実施中	H17完成予定	
	治水-7-4	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(牧野北町)	淀川	継続実施中	H17完成予定	H17完成予定	
	治水-7-5	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(大庭)	淀川	継続実施中		継続実施	
	治水-7-6	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(高見)	淀川	継続実施中		継続実施	
	治水-7-7	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(海老江)	淀川	調整中		調整中	
	治水-8	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(津之江)	淀川	継続実施中	府営住宅跡地整備と一体的に実施する予定の箇所については調整中	府営住宅跡地整備と一体的に実施する予定の箇所については調整中	
	治水-11-3	5.3.1(1)	堤防補強(桂川 吉祥院地区)	淀川			今年度実施予定	
	治水-11-5	5.3.1(1)	堤防補強(桂川 嵯峨地区)	淀川			今年度実施予定	
	治水-11-7	5.3.1(1)	堤防補強(桂川 羽束師地区)	淀川			今年度実施予定	
	治水-11-8	5.3.1(1)	堤防補強(桂川 久我地区)	淀川			今年度実施予定	
	治水-11-9	5.3.1(1)	堤防補強(桂川 久世地区)	淀川			今年度実施予定	
4	治水-12-6	5.3.1(1)	堤防補強(下津屋地区)	淀川	実施中	横断方向の河川形状の修復を実施	河川形状の修復を実施	環境-10と同時
	治水-12-7	5.3.1(1)	堤防補強(木津川 富野地区)	淀川			今年度実施予定	
	治水-19	5.3.1(3)	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施(隠元地区)	淀川	用地交渉中	用地買収完了	工事については継続実施	
	治水-20	5.3.1(3)	大下津地区堤防拡幅	淀川	用地交渉中	用地交渉継続中	用地交渉継続	
	治水-21	5.3.1(3)	小谷地区浸水対策(小谷)	淀川	今年度実施予定	継続実施中	H17完成予定	
	治水-23	5.3.1(3)	芥川大橋の架替を継続実施(芝生町)	淀川	完了			
6	治水-29	5.3.2(2)	陸間操作時間の短縮化の実施	淀川	設備改造実施中	管理:H16度 高潮予測オンライン化完了 施設:設備改造H16完了	管理:精度向上の為の検証	
	治水-30	5.3.3(1)	緊急用河川敷道路整備	淀川	継続実施中		継続実施	
	治水-31	5.3.3(1)	緊急用船着場整備(海老江)	淀川	継続実施中	継続実施中	H17完成予定	
	治水-36	5.3.3(2)	淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策(毛馬)	淀川	継続実施中	今年度実施設計予定	耐震対策を実施	

整備計画進捗(実施)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	進捗状況等	H16年度の実施状況	H17年度予定等	備考
	治水 - 38	5.3.3(3)	津波のソフト対策	淀川	啓発パンフ作成	パンフレット素案作成	パンフレット等の印刷配布予定	
			津波ハザードマップの作成・公表を支援	淀川				
			住民への津波に関する広報・学習の実施	淀川	原案作成済			
			津波情報発表時の河川利用者への呼びかけ及び水門等操作体制整備	淀川	津波情報提供装置を設置	H16年度3箇所設置済み	情報提供装置箇所の増設	
	治水 - 39	5.3.3(3)	淀川大堰津波対策(淀川大堰)	淀川	継続実施	5号ゲート予備ゲート転倒防止装置設置 大堰の堰柱補修と調整を図りながら実施	継続実施	
7	利水 - 1	5.4(1)	利水者の水需要の精査確認	淀川総合	継続実施中	事業中ダムの新規利水については報告済み		
8	利水 - 2	5.4(2)	水利権の見直しと用途転用	淀川総合	継続実施中			
	利水 - 3	5.4(3)	既存水資源開発施設の再編と運用の見直し	淀川総合	継続実施中			
	利水 - 4	5.4(4)	湧水対策会議の改正を調整	淀川	継続実施中	意見交換会で意見聴取を実施。 意見を基に今後の進め方を検討。		
9	利水 - 4	5.4(4)	湧水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)	淀川総合	継続実施中			
	利用 - 8	5.5.2(3)	ホームレス対策	淀川	継続実施中	ホームレス調査を実施。市町村部局と連携	市町村部局と連携した対策の継続実施	
	利用 - 9	5.5.2(4)	迷惑行為の対策	淀川	継続実施中	迷惑行為(バイク、ゴルフ)の実態調査	迷惑行為(バイク、ゴルフ)について関係機関と協議・連携	
	維持 - 1	5.6(1)	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川	わかっている箇所について随時対策実施	現在わかっている箇所についてはH16年度内に終了 新規に要対策箇所が出てくる可能性有り	随時対策実施	
	維持 - 2	5.6(1)	堤防等の除草	淀川	継続実施中	移動刈草焼却車の試験運用を継続、刈草処分方法の検討	移動刈草焼却車の試験運用を継続、刈草処分方法の継続検討	
	維持 - 3	5.6(1)	地域住民と連携した維持管理(事例)	淀川	継続実施中		継続実施	
10	維持 - 4	5.6(1)	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川	継続実施中		継続実施	淀川大堰補修計画策定検討委員会
11	維持 - 5	5.6(1)	歴史・文化的価値のある施設の保全(長柄東・葭島金井戸町・黒津地先)	淀川	完了	管理:三栖完 公園:毛馬公園整備H16.7完成		
	維持 - 6	5.6(1)	水文観測所の適正な維持管理	淀川	継続実施中	八幡、枚方量水塔を補修	継続実施	
	維持 - 8	5.6(1)	河川浄化施設(吉祥院新田下ノ向町・新町)	淀川	継続実施中	天野川、天神川にて実施	継続実施	
	維持 - 9	5.6(1)	河川浄化施設(寝屋川揚水機場)(桜木町)	淀川	継続実施中 試行操作		継続実施	
	利用 - 10	5.5.3(1)	航路維持有効利用方策検討	淀川	継続実施中	H16.7舟運整備推進協議会開催	継続実施	
	維持 - 11	5.6(2)	利用されていない施設の撤去	淀川	継続実施中		調査検討実施	
	維持 - 12	5.6(2)	改善が必要な施設の指導	淀川	チェック中		継続調査	
	維持 - 13	5.2.7(3) 5.6(3)	樹木の伐採と管理	淀川	継続実施中	新たな伐木計画を検討作成中	新たな伐木計画を策定予定	倒木の処理について「伐木の考え方」に編集予定
	維持 - 14	5.6(3)	河道内堆積土砂等の管理	淀川	継続実施中 総合土砂については計画 中	新たな方法を検討 土砂管理はどのレベルを維持していくのか要検討	調査検討実施	
	維持 - 15	5.6(3)	安全利用のための対応	淀川	継続実施中	公園区域で実施	継続実施	

整備計画進捗(実施)

報告項目	整備内容 シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	進捗状況等	H16年度の実施状況	H17年度予定等	備考
	維持 - 19	5.6(3)	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川	清掃活動・塵芥処理・ 河川巡視を継続実施	H16不法投棄マップ作成予定(未作成)	不法投棄マップ作成予定	
	維持 - 20	5.6(3)	河川環境の保全のための指導	淀川	継続実施中		継続実施	
	維持 - 21	5.6(3)	テロに対する危機管理の対策	淀川	継続実施中	巡視を継続	継続実施	
	ダム - 1	5.7.1	生息・生育実態を定期的に調査	淀川	実施中(国勢調査)	調査結果とりまとめ(動植物、植物プランクトン)	調査結果とりまとめ(底生動物)	日吉ダム
	ダム - 1	5.7.1	生息・生育実態を定期的に調査	淀川ダム統管	実施中(国勢調査)	調査結果とりまとめ	調査結果とりまとめ(哺乳類・爬虫類・両生類)	天ヶ瀬ダム
	ダム - 3	5.7.1	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強	淀川	継続実施中	掲示板等順次整備	継続実施	日吉ダム
	ダム - 3	5.7.1	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強	淀川ダム統管	継続実施中	掲示板等順次整備	掲示板等順次整備(塔の島地区)	天ヶ瀬ダム
	ダム - 4	5.7.1	ダム附属設備の計画的な補修を実施	淀川	継続実施中	コスト縮減も念頭に継続実施	コスト縮減も念頭に継続実施	日吉ダム
	ダム - 4	5.7.1	ダム附属設備の計画的な補修を実施	淀川ダム統管	継続実施中	コスト縮減も念頭に継続実施	コスト縮減も念頭に継続実施	天ヶ瀬ダム
	ダム - 5	5.7.1	流木の有効活用を検討・実施	淀川	継続実施中	関係機関、地元地域への供給実施	関係機関、地元地域への供給実施	日吉ダム
7	利水 - 1	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	淀川総合	継続実施中	事業中ダムの新規利水については報告済み		再掲

整備計画進捗(調査・検討)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	内容 検討内容、進捗状況等	H16年度の実施状況 課題等	H17年度予定等	関連する委員会等
12	計画 - 1	5.1.2(2)	河川レンジャー	淀川	宇治川周辺及び福島管内にて試行中	全出張所へ展開	全出張所へ展開、河川レンジャー講座の基本プラン策定	宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会(第3回H16.3.17)維持 - 18と同時
	環境 - 11	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(唐崎)	淀川	修復方針の検討中	修復形状の概略検討	修復形状の検討を継続実施	淀川環境委員会
	環境 - 12	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川	修復方針の検討中	修復形状の概略検討	修復形状の検討を継続実施	淀川環境委員会
	環境 - 13	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	修復方針の検討中	修復形状の概略検討	修復形状の検討を継続実施	淀川環境委員会
	環境 - 17	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復の検討(大淀)	淀川	修復方針の検討中	修復形状の概略検討	修復形状の検討を継続実施	淀川環境委員会
	環境 - 19	5.2.1(2)	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)(大堰)	淀川	魚類の遡上状況調査実施中	同左	魚類の遡上等状況調査実施中	
	環境 - 20	5.2.1(2)	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)(毛馬)	淀川	魚類の遡上状況調査実施中	同左	魚類の遡上等状況調査実施予定	
	環境 - 21	5.2.1(2)	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)(桂川)	淀川	魚類遡上調査	魚類遡上調査	修復形状の方向性検討	淀川環境委員会
	環境 - 27	5.2.1(2)	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	淀川	ハイダムにおける魚類等の遡上・降下の方策検討(日吉ダム)		魚類の遡上等状況調査実施予定	
14	環境 - 27	5.2.1(2)	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	淀川ダム統管	天ヶ瀬ダムについて魚類等の遡上・降下の対策の必要性検討	今年中に必要性の結論を出し、必要であれば対策工を順次検討	平成16年度の抽出課題に対する改善策の検討を進める。	天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会(H17.2.2第5回実施)
15	環境 - 29	5.2.2(1)	水位操作の試行を実施(淀川大堰)(上流)	淀川	淀川部会で報告済		(イタセンバラ保護増殖に寄与する操作試行、過去の増加要因の究明)	
	環境 - 31	5.2.3(1)	ダム・堰の適正な運用を検討(下流)	淀川	汽水域環境調査済	放流パターン検討	継続実施	淀川環境委員会
	環境 - 32	5.2.3(1)	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	淀川	下流河川の水位変動や攪乱の増大を図るための操作検討	1~2年を目途に方針決定し、試験操作を踏まえ適切な運用を検討		
	環境 - 32	5.2.3(1)	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	淀川ダム統管	放流パターン検討中		試験操作をふまえ適切な運用を検討予定	
16	環境 - 35	5.2.3(2)	河川環境上必要な水量を検討(大堰下流)	淀川	淀川部会で報告済	シミュレーション、生物調査、必要量検討	シミュレーション(モデル検証)、生物調査、必要量検討	淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会(仮称)
	環境 - 36	5.2.3(2)	河川環境上必要な水量を検討(大川、神崎川)	淀川	淀川部会で報告済	シミュレーション、生物調査、必要量検討	シミュレーションモデル検討、生物調査、必要量検討	淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会(仮称)
	環境 - 38	5.2.4(1) 5.2.4(2) 5.2.4(4)	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討	淀川	枠組みについて検討		琵琶湖・淀川流域圏再生の枠組みで検討する	
	環境 - 43	5.2.4(3)	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	淀川				
	環境 - 45	5.2.4(4)	河川の水質保全対策(淀川流水保全水路)	淀川	部分運用モニタリング	整備方針について検討	整備方針について検討	
	環境 - 46	5.2.4(4)	河川の水質保全対策(淀川の汽水域、淡水域)	淀川	潮間帯底生動物調査、底質調査	同左	潮間帯底生動物調査、底質調査継続実施	
	環境 - 47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	淀川	土砂供給検討(世木ダム堆積土)	世木ダム上流において堆砂ボーリング調査を実施	1~2年を目途に方針決定し、土砂供給試験を踏まえ下流河川環境への影響を検討	淀川水系ダム等における土砂移動の連続性に関する検討会
	環境 - 47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	淀川ダム統管	既設ダムを対象に土砂移動の連続性の可能性を検討	天ヶ瀬ダムについて宇治川への影響検討	継続検討予定	淀川水系ダム等における土砂移動の連続性に関する検討会
	環境 - 56	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の検討(鳥飼地区)	淀川				
	環境 - 57	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)	淀川	修復方針の検討中		再生方針の検討実施	淀川環境委員会

整備計画進捗(調査・検討)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	内容 検討内容、進捗状況等	H16年度の実施状況 課題等	H17年度予定等	関連する委員会等
	環境-58	5.2.6(1)	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	淀川	地形調査			
	環境-62	5.2.6(1)	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	淀川		モデル河川で生態調査し、今後の調査マニュアルを作成。	実態調査の実施予定	
	環境-63	5.2.6(2)	外来種対策の推進(城北)	淀川	継続実施中	協議会、連絡会で話題提供し問題意識を高める	継続的に協議会、連絡会で話題提供し問題意識を高める	
	環境-66	5.2.7(1)	周辺環境との調和に関する検討、河川環境の観点から助言	淀川				
	環境-67	5.2.7(2)	ダム湖斜面の裸地対策を検討	淀川ダム統管	対策検討中		対策検討予定	天ヶ瀬ダム
	環境-73	5.2.8(6)	土砂輸送手段検討	淀川	検討中		モデル的に検討	舟運研究会
13	治水-1	5.3.1(1)	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川	木津川右岸・宇治川左岸地区で実施 木津川左岸地区で実施 桂川地区で実施	出来ることから実施 第2回の首長会議を実施する 住民会議を立ち上げていく	木津川左岸地区、桂川地区において4月下旬協議会実施予定	水害に強い地域づくり協議会 木津川右岸・宇治川左岸地区(首長準備会議H16.1.21、行政WG H16.4.20、福井現地視察H16.11.25) 木津川左岸地区(首長会議・行政WG合同会議H16.9.24、福井現地視察H16.11.25) 桂川地区(首長会議・行政WG合同会議H17.1.31)
	治水-2	5.3.1(1) 5.6(1)	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	淀川				
			意識の啓発		三世代交流インフォ-を実施中(H17継続)	三世代交流インフォ-、H17継続 また、H16資料館で防災講座を実施	三世代交流インフォ-はH17継続実施 意識の啓発は淀川資料館を活用し継続実施	
			情報提供		情報表示板設置の検討済み 宇治市役所に設置済み	H17~順次設置予定	基盤整備箇所へ情報提供を継続実施	
			住民やマスメディア等への洪水情報提供		NHK、KBS、京阪CATV、京大防災研、大工大と情報提供協定を締結済み		供協定箇所への情報提供を継続実施	
			浸水実績表示			宇治市が小学校に浸水実績表示		
			浸水想定表示		浸水想定区域図看板設置済み	H16パンフ原案作成予定(3月末)	H17出水期までに作成配布予定	
			避難誘導體制の整備				水害に強い地域づくり協議会において検討予定	
			避難訓練等		KBSと連携した訓練を実施	H17出水期までに実施 久御山町、宇治市と接続	継続実施	
			情報伝達体制等の基盤整備		枚方市、井手町、宇治市、久御山町、水防団に光ファイバー敷設済み		京都府、大阪府、京都市、大阪市、山城町、城陽市、八幡市整備予定	
	治水-3	5.3.1(1)	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川				
			水防団との連絡会において課題を踏まえた支援等の方策検討				水防連絡会において継続検討	
			防災機関との連携				自治体と連携しての演習実施	
			広域防災施設整備対策					
			災害対策用車両の搬入路等の整備		車両の運用検証	淀川全川を対象(調査完了)	整備構想検討予定	
			非常用資器材の備蓄		桜づつみを継続実施		桜づつみを継続実施	

整備計画進捗(調査・検討)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	内容 検討内容、進捗状況等	H16年度の実施状況 課題等	H17年度予定等	関連する委員会等
			排水機場運用の検討				水害に強い地域づくり協議会において検討予定	
	治水-4	5.3.1(1)	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川				
			土地利用の規制・誘導					
			建築物耐水化					
			流域内保水機能、貯留機能強化					
4	治水-9	5.3.1(1)	堤防補強	淀川	緊急対策手法の確定		淀川堤防強化検討委員会(期)(仮称)開催予定	淀川堤防強化検討委員会(終了)
	治水-10-1~27	5.3.1(1)	堤防補強 淀川	淀川	詳細調査実施中	H16年度中に調査終了	H17調査結果取りまとめのうえ公表予定	
	治水-10-28~34	5.3.1(1)	堤防補強 宇治川	淀川	詳細調査実施中	H16年度中に調査終了	H17調査結果取りまとめのうえ公表予定	
	治水-11-1~10	5.3.1(1)	堤防補強(淀木津)	淀川	詳細調査実施中	H16年度中に調査終了	H17調査結果取りまとめのうえ公表予定	
	治水-12-1~9	5.3.1(1)	堤防補強(八幡)	淀川	詳細調査実施中	H16年度中に調査終了	H17調査結果取りまとめのうえ公表予定	
	治水-15	5.3.1(1)	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	淀川	堤防強化委員会にて工法検討済み	H16年度中に調査終了	H17調査結果取りまとめのうえ公表予定	
	治水-17	5.3.1(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	淀川	検討中		塔の島地区河道整備検討委員会(仮称)設置予定	
	治水-26	5.3.1(3)	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(此花区伝法外)	淀川	関係機関と調整中	協議会立上げのため準備会開催	準備会開催予定	
	治水-28	5.3.2(1)	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)(此花区伝法外)	淀川	関係機関と調整中	協議会立上げのため準備会開催	準備会開催予定	
	治水-32	5.3.3(1)	地震等危機管理検討	淀川	関係機関と調整中	協議会立上げのため準備会開催を検討(地震津波等危機管理)		
	治水-33	5.3.3(1)	淀川大堰閘門設置検討(北区、東淀川区)	淀川	閘門通航船舶形状、規模等を決定	淀川大堰閘門構造検討分科会を設置	閘門設置による環境への影響に関する調査の実施、費用対効果分析等に並行して、閘門の基本設計を実施	淀川大堰閘門検討委員会 淀川舟運研究会
	治水-34	5.3.3(2)	淀川堤防耐震対策事業(伝法ほか)	淀川	詳細設計を実施予定	高見地区、大庭地区については、高規格堤防整備事業と併せて検討	伝法地区、高見地区、海老江地区について、詳細設計を実施予定	
	治水-35	5.3.3(2)	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	淀川		今年度別途検討		
	治水-37	5.3.3(2)	河川管理施設の耐震点検	淀川		検討状況を把握するべき点検方法が確立されていない	耐震点検(建築物)の継続実施	
	利水-3	5.4(3)	既存水資源開発施設の再編と運用の見直し	淀川総合	調査検討中	継続実施	継続実施	
	利水-3	5.4(3)	既存水資源開発施設の再編と運用の見直し	淀川総合	調査検討中	継続実施	継続実施	
	利用-1	5.5.1(1)	水上オートバイの利用規制(一津屋)	淀川	移設候補地への影響調査を今年度及び来年度実施	H17.3.2淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討内容の審議	平成17年度末を目標に淀川水面利用協議会に新たな提言を行う予定	淀川水上オートバイ関係問題連絡会(H16.2.10)、(H17.3.2)
	利用-3	5.5.1(1)	船舶等の通行規制	淀川	検討中		舟運研究会で検討。水上オートバイ連絡会での提言を受ける。	水面利用協議会幹事会(H16.3.10)
	利用-5	5.5.1(3)	円滑な水面利用の確保	淀川	問題箇所の抽出(宇治川・木津川)	小径と併せて整備	カヌー利用の為の整備構想検討	

整備計画進捗(調査・検討)

報告項目	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	該当事務所	内容 検討内容、進捗状況等	H16年度の実施状況 課題等	H17年度予定等	関連する委員会等
17	利用 - 6	5.5.2(1)	河川保全利用委員会(仮称)	淀川	管内に4つ(木津川下流・桂川・宇治川・淀川本川)の河川保全利用委員会を設置し、個別案件について審議中。 このうち、木津川下流河川保全利用委員会では、更新案件1件について、また、桂川河川保全利用委員会では、更新案件3件及び新設案件1件について、河川管理者に対して意見書が出された。	継続実施 第5回木津川下流河川保全利用委員会(H17.3.8) 第2回宇治川河川保全利用委員会(H17.3.15) 第2回淀川本川河川保全利用委員会(H17.3.15)	各河川毎の保全利用委員会を随時開催	第1回宇治川河川保全利用委員会(H17.1.26) 第4回木津川下流河川保全利用委員会(H17.1.21) 第1回淀川本川河川保全利用委員会(H17.1.17) 第2回桂川河川保全利用委員会(H16.11.29)
	利用 - 11	5.5.3(2)	淀川舟運低水路整備検討	淀川	治水上影響の少ない水制工形状は検討済	今後は環境面からの検討必要	現地実験のための検討を実施予定	淀川舟運航路に関する研究会(終了)
	利用 - 12	5.5.3(3)	淀川大堰閘門設置検討(北区、東淀川区(再掲))	淀川				
	利用 - 13	5.5.3(4)	毛馬閘門運用手法検討(北区、東淀川区)	淀川				
18	利用 - 14	5.5.3(5)	船舶航行環境影響検討	淀川	環境委員会にて検討予定		環境影響調査継続実施	淀川環境委員会
	利用 - 15	5.5.3(5)	漁業	淀川				
	維持 - 10	5.6(1)	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川	樋門操作規則見直し集中管理センターを検討中	整備に向けた検討実施	実施設計及び整備	淀川管内集中管理センター検討委員会(第4回 H17.3.16)
	維持 - 16	5.6(3)	安全利用のための対策(淀川、宇治川、桂川、木津川)	淀川	宇治川基本プランを策定済み桂川・木津川・本川について検討中	桂川・木津川・本川について検討。懇談会以外での実施方法を検討中	宇治川でモデル的に実施予定	淀川管内安全移動経路基本プラン検討懇談会(第2回 H16.3)
12	維持 - 18	5.6(3)	安全利用のための対策	淀川	継続実施中	河川レンジャーの取組の中で実施	継続実施	計画 - 1と同時
	ダム - 2	5.7.1	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	淀川	継続実施中	水源地域ビジョン推進	水源地域ビジョンに基づき湖面活用について調整中	日吉ダム
	ダム - 2	5.7.1	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	淀川ダム統管	水源地域ビジョンの策定	今年度策定		天ヶ瀬ダム
	ダム - 6 - 1	5.7.1	既設ダムの再編・運用変更により治水・利水効果を検討	淀川				
	ダム - 6 - 2	5.7.1	既設ダムの再編・運用変更により治水水効果を検討	淀川				
	ダム - 12	5.7.2	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	琵琶湖	放流能力増強策について、技術検討委員会において審議中	本体改造、稼働中の発電所導水路利用、トンネル式放流設備縮小各案の、技術的課題について検討中	継続審議	放流能力増強に係る既存施設有効活用技術検討委員会
	ダム - 13	5.7.2	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	琵琶湖	現況調査及び影響予測を実施	環境影響について学識経験者の意見聴取(H17.3.10)	見直し中の施設計画の進捗を受け、環境に与える影響について再度検証	
	ダム - 24	5.7.2	土砂移動の連続性の確保する方策検討	淀川ダム統管	既設ダムを対象に土砂移動の連続性の可能性を検討	天ヶ瀬ダムについて宇治川への影響検討	継続検討予定	淀川水系ダム等における土砂移動の連続性に関する検討会
19	関連施策 - 1	5.8.1	国営公園整備	淀川	基本計画の改定について検討中	基本計画改定委員会において審議中	継続審議	第3回淀川河川公園基本計画改定委員会(H17.1.18)

河川整備計画進捗状況(実施)(調査・検討)報告項目

(実施)

報告項目	整備内容 シート番号	記載箇所	事業名	当該事務所	状況	頁
1	環境-6	5. 2. 1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	実施	1
2	環境-8	5. 2. 1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川	実施	4
3	環境-18	5. 2. 1(2)	縦断方向の河川形状の修復の実施 (魚類の遡上・降下)(小泉川)	淀川	実施	7
4	治水-9	5. 3. 1(1)	堤防補強(淀川堤防強化委員会終了)	淀川	—	10
	環境-10	5. 2. 1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(下津屋地区)	淀川	実施	
	治水-12-6	5. 2. 1(1)	堤防補強(下津屋地区)	淀川	実施	
5	治水7-2	5. 3. 1(1)	淀川高規格堤防整備事業(新町)	淀川	実施	17
6	治水-29	5. 3. 2(2)	陸閘操作時間の短縮化の実施(淀川陸閘)	淀川	実施	20
7	利水-1	5. 4(1)	利水者の水需要の精査確認	淀川総合	実施	23
8	利水-2	5. 4(2)	水利権の見直しと用途転用	淀川総合	実施	33
9	利水-4	5. 4(4)	渇水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)	淀川総合	実施	37
10	維持-4	5. 6(1)	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川	実施	43
11	維持-5	5. 6(1)	歴史・文化的価値のある施設の保全 (長柄東地先)	淀川	実施	48

(調査・検討)

報告項目	整備内容 シート番号	記載箇所	事業名	当該事務所	状況	頁
12	計画-1	5. 1. 2(2)	河川レンジャー	淀川	調査検討	51
	維持-18	5. 6(3)	安全利用のための対策	淀川	調査検討	
13	治水-1	5. 3. 1(1)	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川	調査検討	59
14	環境-27	5. 2. 1(2)	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	淀川ダム統管	調査検討	67
15	環境-29	5. 2. 2(1)	水位操作の試行を実施(淀川大堰)(上流)	淀川	調査検討	71
16	環境-35	5. 2. 3(2)	河川環境上必要な水量を検討(新淀川)	淀川	調査検討	74
	環境-36	5. 2. 3(2)	河川環境上必要な水量を検討(大川、神崎川等)	淀川	調査検討	
17	利用-6	5. 5. 2(2)	河川保全利用委員会(仮称)	淀川	調査検討	78
18	利用-14	5. 5. 3(5)	船舶航行環境影響検討	淀川	調査検討	82
19	関連施策-1	5. 8. 1	国営公園整備	淀川	調査検討	85

シート	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所への切り下げを実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 <p>面積:約 12ha</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>横断方向の河川形状の修復(赤川地区)は、早期実施が望まれる。 この地区の高水敷に水域をつくることは、川にとっても有意義であり、事業の推進に期待する。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所への切り下げを実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 <p>面積:約 12ha</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>赤川地区は、現在は干陸化しているが、かつては上流の城北ワンド群と連続してたまりがある冠水帯が存在した地区である。</p> <p>この上流に存在する城北ワンド群は、淀川大堰完成後は、ワンド周辺の浅場が減少し、水位変動が少なくなり、出水時の攪乱がなくなったことから、ワンド群とその周辺環境の劣化が著しく進行した。こうした干陸化した場所に冠水帯を復元させる当該事業に期待するところは大きい。この事業は、高水敷を切り下げ、水陸移行帯を創出することであるが、寄り州に上流から下流へ流水を起させるためには、大川や淀川への放流量増なども考える必要がある。現地が堪水状態のままでは上流から下流への流水の可能性は考えられない。したがって、本流に流れを呼び、いかに攪乱を生じさせるかが問題であり、整備シート「環境 - 35・36」と併せて、調査・検討がなされるべきである。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向に連続性が分断されているところがある。

河川整備の方針

横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするため高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。

実施内容

かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所での切り下げを実施する。

事業の数量・諸元等

- ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。
- ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域の創出を図る。
- ・1期工事はH16年度から着工。
- ・主な工事内容は土掘削とし自然石乱積による水制工設置。

面積:約12ha

「実施」の概要

河川環境

環境-6

横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)

2/2

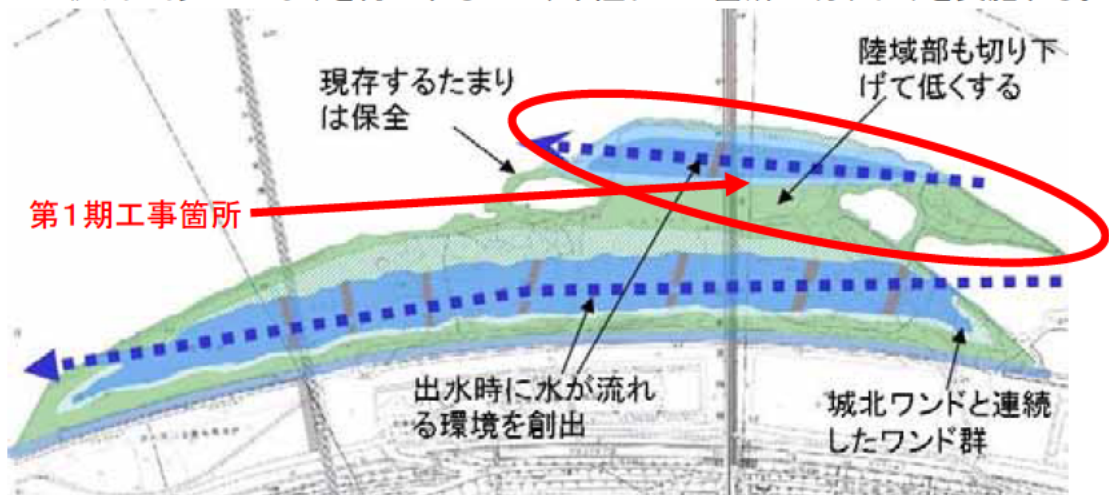


1975年
撮影



1996年
撮影

- かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所を切り下げを実施する。



- ○で囲んだ箇所が第1期の工事箇所。

シート	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積:約 4ha</p>			
<p>< 基礎原案への意見 > 横断方向の河川形状の修復の実施(海老江地区)は、早期実施が望まれる。 比較的浅い低水路のある本地区に盛り土で干潟を整備することは評価できる。現在、新淀川は増水時の放水路になり、汽水域となっていないため、新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべきである。 干潟後背地のヨシ原の保全と回復に期待する。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積:約 4ha</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 > 【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。</p> <p>【淀川部会】 海老江地区の干潟を整備することは評価できる。 しかしながら、淀川は増水時の放水路になり、汽水域になっていないため、淀川に常時水が流動するようにし、汽水域の干潟にすべきである。 今後は、干潟形状の変化と生物相の関係など、モニタリングの結果を参考にしながら、淀川大堰から常時、どれだけの水を流すことができるのかを検討し、川本来の河口域として、汽水域と、その生物相を復活させる方向で進める必要がある。 なお、造成後の事後調査に際し、整備内容に対してフィードバックできるモニタリングが必要であって、単に、植生分布調査、植物相調査、群落組成調査、植生断面図作成などの抽象的な表示ではなく、施工方法を評価し施工実施に反映できるモニタリング計画を示しておくべきである。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向(水域～高水敷・堤防～河川区域外)に連続性が分断されているところがある。

河川整備の方針

横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。

実施内容

かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。

事業の数量・諸元等

- ・低水路部の盛土による干潟造成工事。
- ・工事は平成15年より着手し、環境委員会からの助言を受けつつ平成16年6月に完成。
- ・造成後の事後調査項目
 - ・干潟形状地形調査 平板測量実施済み。
 - ・上位種としての鳥類(越冬期)、及び鳥類確認箇所に着目した底生動物調査実施済み。
 - ・H17年度も調査を継続して実施予定。

面積:約4ha

確認された鳥類:(以下20種)

カンムリカイツブリ、カワウ、アオサギ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、イカルチドリ、シロチドリ、ハマシギ、ユリカモメ、ウミネコ、キジバト、ハクセキレイ、ツグミ、ムクドリ、ハシボソガラス

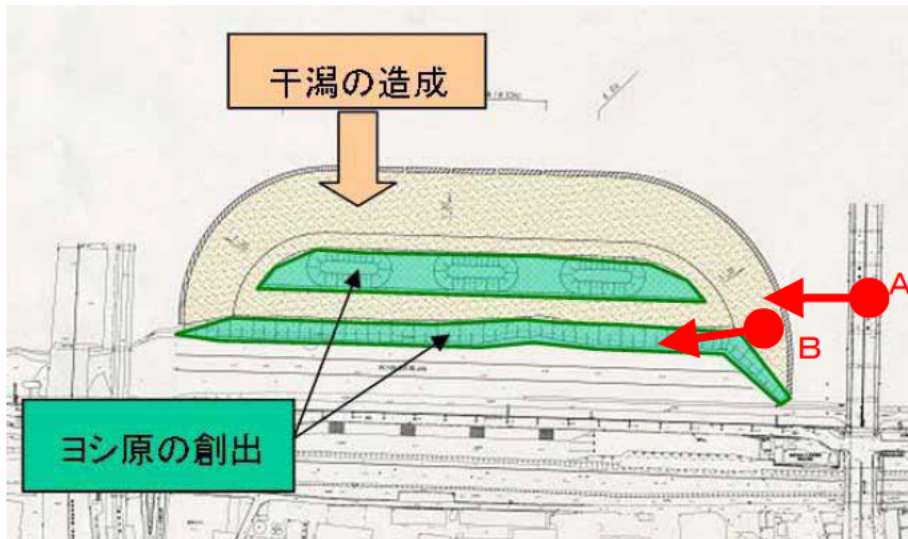
「実施」の概要

河川環境

環境-8

横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)

2/2



● 海老江地区の干潟造成後の状況
(H16.7.4満潮時、撮影地点A)



● 海老江地区の干潟造成後の状況
(H16.7.2干潮時、撮影地点B)



● 調査により確認された鳥類の一部(平成17年1月27日)

オナガガモ♂



キンクロハジロ♂



スズガモ♂4,♀6



ホシハジロ♂



ツグミ



シロチドリ



ハマシギ



マガモ♂とカワウ



ヒドリガモ♂



【平成17年4月11日時点】

シート	章項目	事業名	河川名
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <p>落差工の修繕 魚道の設置</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)(小泉川)は、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取組みである。小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。</p> <p>なお、環境-17～25に共通する留意事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な魚種・甲殻類が遡上・降下できるように構造改善することが重要である。 ・魚道が有効な機能を発揮するためには、施設整備にあたっては、農業者、漁業者、学識経験者、地域住民等による委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うことが重要である。また、整備後には、関係漁協や地域住民の参加と協働による維持管理が重要である。 ・魚道の検討にあたっては、魚類等の遡上・降下のモニタリングを、長期的かつ詳細(異なる時間帯、水量、変動パターンなどの条件下で)に実施するべきである。 ・検討や整備の対象として、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等も含めるべきである。 			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <p>落差工の修繕 魚道の設置</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見をj得て「実施」に入りたい。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>小泉川は、現場調査においても、日常的に水量の少ない小河川である。</p> <p>そこで、当該魚道設置の魚道設置イメージ図や、事業の数量、諸元等を見る限りでは、魚道完成後、水は魚道中央部の蛇行部を流れることが予測され、水量が十分であれば生息する魚類、甲殻類の移動には十分かと思われる。ただしこの魚道は、水の少ない小河川の割には、構造的に過大すぎる感が強い。</p> <p>ここでは、落差工の修繕に合わせての魚道の設置になっていることから、落差工の過大設計に端を発していると思われる。したがって、落差工も含めて、もう少し簡単な構造で、且つ機能的にも効率の良い形での設計であってほしい。</p> <p>また、整備の効果として、地域との連携の中で、移動経路の重要性を理解してもらうことや、日常の自然観察等の調査、監視を協同でやっていくという点に関しては、施工にあたって河川敷の自然環境の保全に留意し、利用者が興味深く現場(小泉川)を訪れることができるよう配慮することが望ましい。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

縦断方向(山～湖・川～海)にはダム・堰等の河川横断工作物により不連続になっているところがある。

河川整備の方針

縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の撤去(堰・落差工)や改良方策を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早期に実施し、新築や大規模な改築にあたってはその構造を検討する。さらに、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。

実施内容

現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。

事業の数量・諸元等

・魚道の諸元

- ・形式: 階段式魚道(蛇行式)
- ・対象魚種: アユ、オイカワ、カワムツ、ヨシノボリ、カニ類等
- ・延長約40m
- ・幅2m
- ・勾配約1/14
- ・その他
 - ・上流側床固工の一部を切り欠き、下流側河床低下部分をあげることにより、落差を小さくした。魚道延長を縮小
 - ・階段式魚道の蛇行部分を直線化し水路幅を2mとした。
 - ・底生動物に配慮し越流水落下部に碎石、玉石を敷き並べる。
 - ・魚道の両側には保護のため木工沈床敷設。

「実施」の概要

河川環境

環境-18

縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)(小泉川)

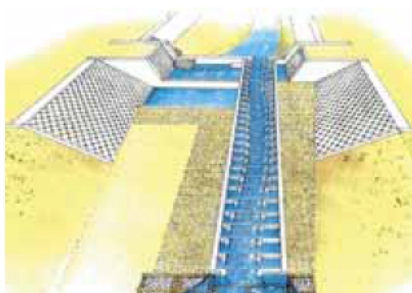
2/2

● 小泉川の現状

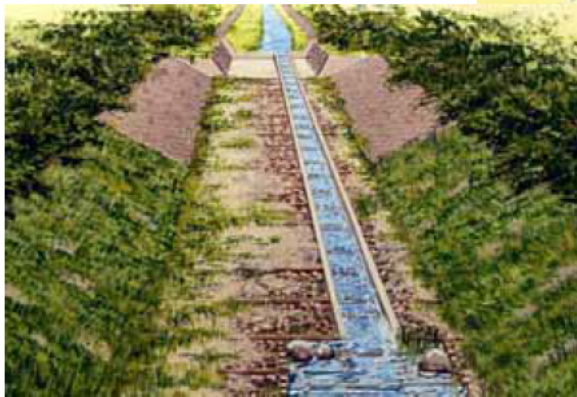
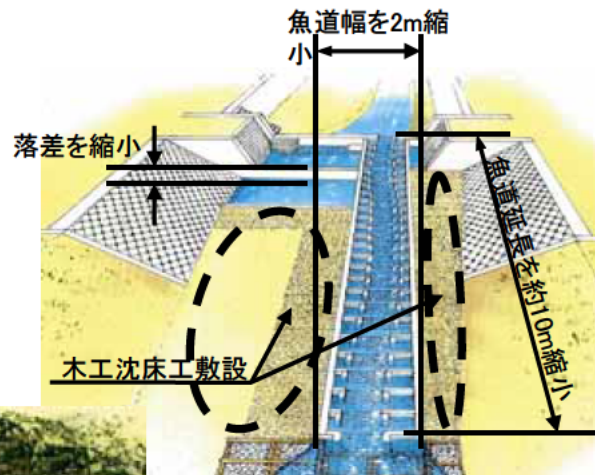
- ・落差が50cm以上、魚介類の遡上は不可能。
- ・左右岸の勾配も急で、甲殻類の移動も困難と考えられる。



● 魚道設置イメージ図



H16.10.19第26回淀川部会資料



【平成17年4月11日時点】

シート	章項目	事業名	河川名																					
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川																					
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。</p> <table> <tr> <td>淀川</td> <td>約</td> <td>39km</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>約</td> <td>6km</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>約</td> <td>13km</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>約</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>約</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>約</td> <td>27km</td> </tr> <tr> <td>瀬田川</td> <td>約</td> <td>3km</td> </tr> </table> <p>(各箇所については個別に記す) * 1km 未満の延長は切り上げて表示している</p>				淀川	約	39km	桂川	約	6km	木津川下流	約	13km	木津川上流	約	1km	猪名川	約	5km	宇治川	約	27km	瀬田川	約	3km
淀川	約	39km																						
桂川	約	6km																						
木津川下流	約	13km																						
木津川上流	約	1km																						
猪名川	約	5km																						
宇治川	約	27km																						
瀬田川	約	3km																						
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>堤防補強については、堤防補強の必要な箇所の調査を早急を実施し、「淀川堤防強化検討委員会」で決定された補強手法で早期に実施する必要があるが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要である。また、新たな工法の試験施工を行い、積極的に実用化をはかる必要がある。</p> <p>これまでの堤防強化では、鎧型工法(アーマー堤防)が多用されているが、堤防法面の植生の撤去が必要なことや、堤体が従前のままでは、堤防本体の脆弱性による耐震性の問題がある。今後は、従来型に対して下記メリットを有する混成堤防(ハイブリッド堤防)の実用化を推進するべきである。環境を重視した川づくりの成否はこれにかかっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー堤防に比べて安価である。 ・新たな用地が不要である。 ・堤防法面の植生等を乱さない。 ・越水しても破堤しにくい。 <p>ただし、下記事項について検討することも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水への影響 ・強度、耐久性、耐震性 																								
シート	章項目	事業名	河川名																					
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川																					
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。</p> <table> <tr> <td>淀川</td> <td>約</td> <td>39km</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>約</td> <td>6km</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>約</td> <td>13km</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>約</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>約</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>約</td> <td>27km</td> </tr> <tr> <td>瀬田川</td> <td>約</td> <td>3km</td> </tr> </table> <p>(各箇所については個別に記す) * 1km 未満の延長は切り上げて表示している</p>				淀川	約	39km	桂川	約	6km	木津川下流	約	13km	木津川上流	約	1km	猪名川	約	5km	宇治川	約	27km	瀬田川	約	3km
淀川	約	39km																						
桂川	約	6km																						
木津川下流	約	13km																						
木津川上流	約	1km																						
猪名川	約	5km																						
宇治川	約	27km																						
瀬田川	約	3km																						
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>[淀川部会]</p> <p>今年発生した新潟・福島水害、福井豪雨水害、台風 23 号による各地の水害などいずれも破堤による</p>																								

大水害が多発したが、今後の治水対策を考えると、改めてこれまでの治水対策を抜本的に見直す必要があると痛感した。これらは未曾有の集中豪雨による水害とは言え、「既設の堤防はこれほどまでに脆弱だったのか！」という思いと、「ダムの効果は極めて限定的だった」という受け取り方が大方の認識であろう。堤防が住民を守れなかったことから、「河川管理者はこれまで何をしていたのか！」という河川行政に対する住民の批判は到底避けられないであろう。

一般に破堤の原因として越水、洗掘、浸透、パイピング現象などが挙げられるが、破堤直前の堤防の状況を考えると、これらの現象がそれぞれ個別に起こって破堤に至るのではなく、洪水の現場ではこれらが平衡しかつ複合しているのが通常であると考えられる。このような状況になっても、破堤さえしなければ甚大な被害、壊滅的な被害は回避できるにちがいない。越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透しても破堤しない堤防、さらにはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防が求められる。河川管理者は高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備を推進するとしているが、これは破堤はしないものの、都市計画やまちづくりとの兼ね合いで事業実施までの調整に長期間を要し、用地買収、建設費などのコストも高く、河川景観上も問題があり、沿川全体に整備すると言うわけには行かない。

このような観点から「淀川堤防強化検討研究会」の答申を見ると、検討の内容および結果が従来の堤防の常識の域を越えるものではなく、ここからは堤防本体の脆弱性を改善する抜本的かつ有効な対策を期待することができないと言わざるを得ない。なぜ土堤原則を越えた画期的な堤防を検討すらしようとしていないのか疑問に思う。委員会は、先に「提言」において「ハイブリッド堤防」(混成堤防)の検討を提案し、その後意見書においても地下水への影響や強度、耐久性、耐震性について検討し、実用化を推進すべきとした。「第二次淀川堤防強化検討委員会」を立ち上げ、これまでのすべての枠組みを外し、委員会の提案を尊重しつつ、海外の事例も参考にしながら、一から淀川の特性に適した強靱な堤防の整備のあり方を検討し直すべきである。

シート	章項目	事業名	河川名
基礎原案に項目なし			
基礎原案(具体的な整備内容)			
< 基礎原案への意見 >			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-10	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(下津屋地区)	淀川
基礎案(具体的な整備内容) ・かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げを実施する。 事業の数量・諸元等 浸透対策 約 800m			
< 事業進捗報告への意見 >			
【琵琶湖部会】 河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を得て「実施」に入りたい。			
【淀川部会】 下津屋地区は、横断方向の河川形状の修復と、堤防補強をも同時に行っている場所と理解する地区である。整備内容シートの記載内容と今回の進捗状況を対比すると、堤防補強(治水対策)は実施されているのは確かであるが、検討中とされている横断方向の河川形状の修復(環境対策)については、検討中とされており、早急に結論を出し、事業を実施に移すべきである。 また、高水敷の切り下げに当っては、地域住民に対しては、堤防のり面の安全性も含め、環境保全・再生の面からの必要性等を十分説明し理解を得るべきである。			

シート	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ~12-9	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)
基礎原案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所にて堤防補強を実施)			
< 基礎原案への意見 > 治水-9 に同じ			
シート	章項目	事業名	河川名
治水 -12-6-2	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)(地点:下津屋)
基礎案(具体的な整備内容) ・堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所にて堤防補強を実施) 約 800m			
< 事業進捗報告への意見 > 【淀川部会】 下流側の一部区間(約 80m)について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのはいうまでもない。当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかられるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。			

基礎案での記述

現状の課題

- ・これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向(水域～高水敷・堤防～河川区域外)に連続性が分断されているところがある。
- ・現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない。破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受けることとなる。

河川整備の方針

- ・横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。
- ・高規格堤防の整備区間及びその他の区間において緊急な対策が必要な区間においては、堤防補強を実施する。併せて、対策効果のモニタリングを実施する。実施の優先度は、破堤したときの背後地への被害影響、堤防危険度を考慮して、緊急堤防補強区間を設定し優先的に実施する。

実施内容

- ・堤防強化実施延長（調査の結果必要な箇所での堤防補強を実施）約 800m
川表側には河川水及び雨水の浸透を防止するため難透水性材料による断面拡大工法を行い、川裏側には浸透水を速やかに排水するために裏のり尻にドレーンを設置するとともにかごマットを設置する。施工表面には、張芝を行う。
- ・横断方向の河川形状の修復については、周辺の環境や冠水頻度等を勘案しながら、高水敷きの切り下げを実施する。

事業の数量・諸元等

- ・施工延長 約800m
 - 断面拡大工法 約38,000m³
 - 張芝 約30,000m²
 - ドレーン工法 約800m(かごマット 約6,700m²)
- ・横断形状の修復については、堤防法尻部を確保しつつ湿地帯幅を出来るだけ幅広くする形で高水敷を掘削する。掘削量 約17000m³

「実施」の概要

河川環境、治水・防災

環境-10

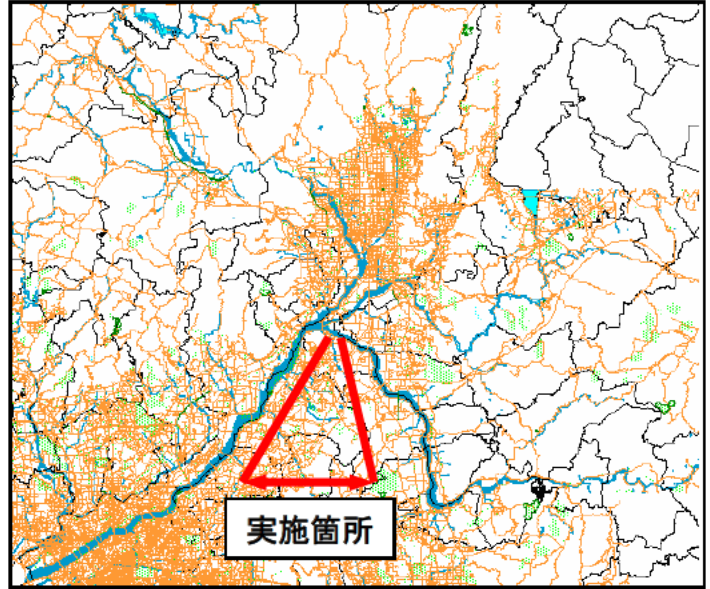
治水-12-6-2

横断方向の河川形状の修復を実施、堤防補強

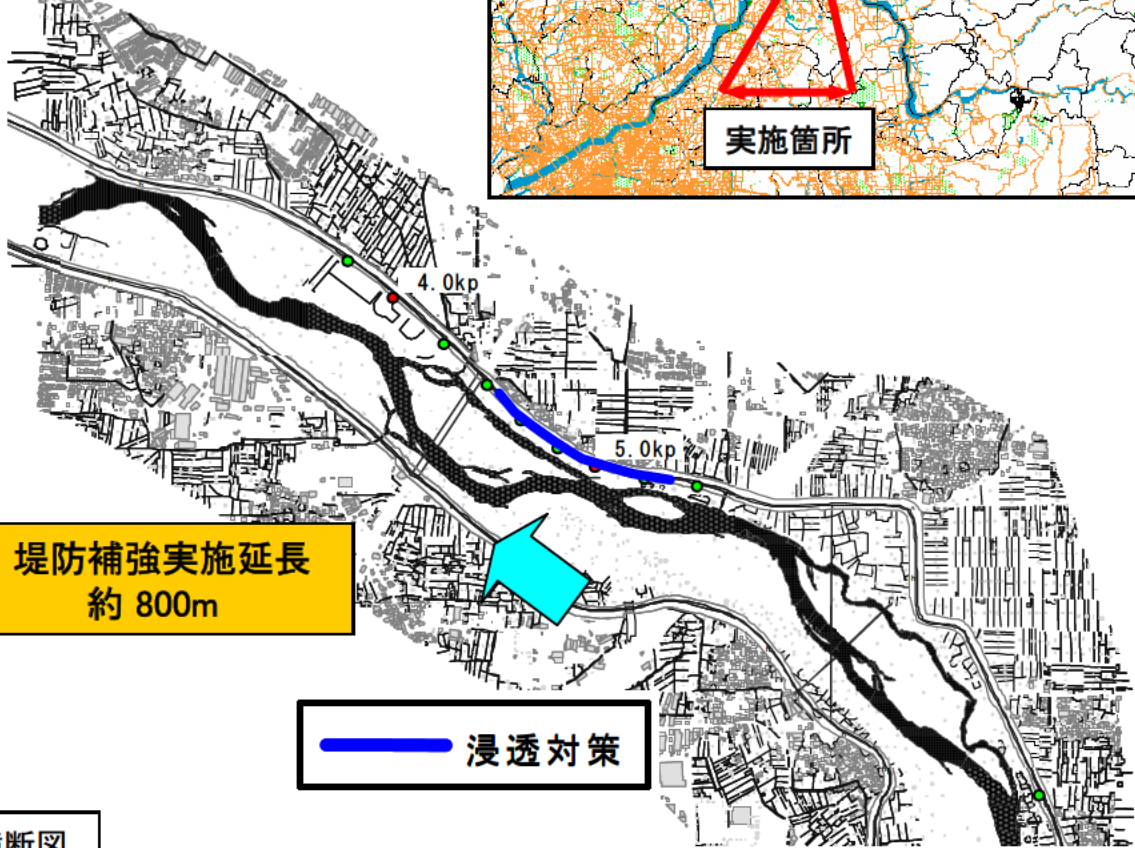
2/3

位置図

木津川 下津屋地区



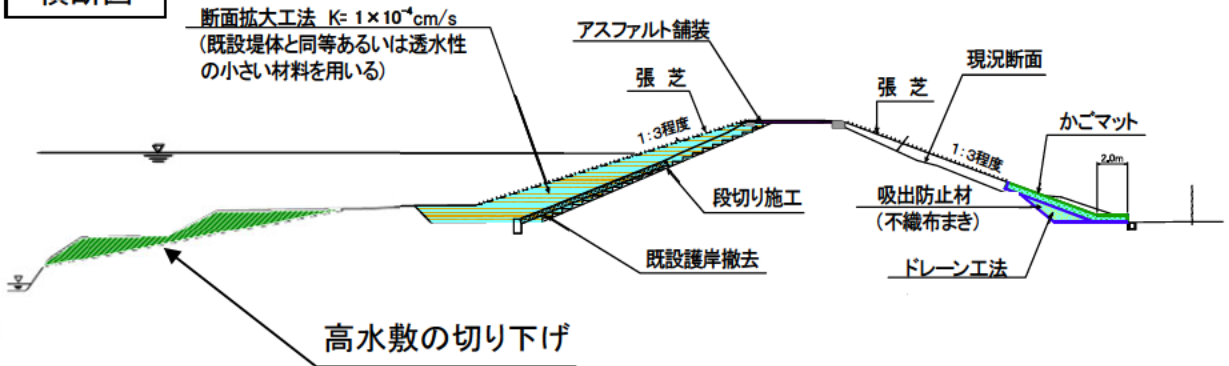
平面図



堤防補強実施延長
約 800m

浸透対策

横断面図



「実施」の概要

河川環境、治水・防災

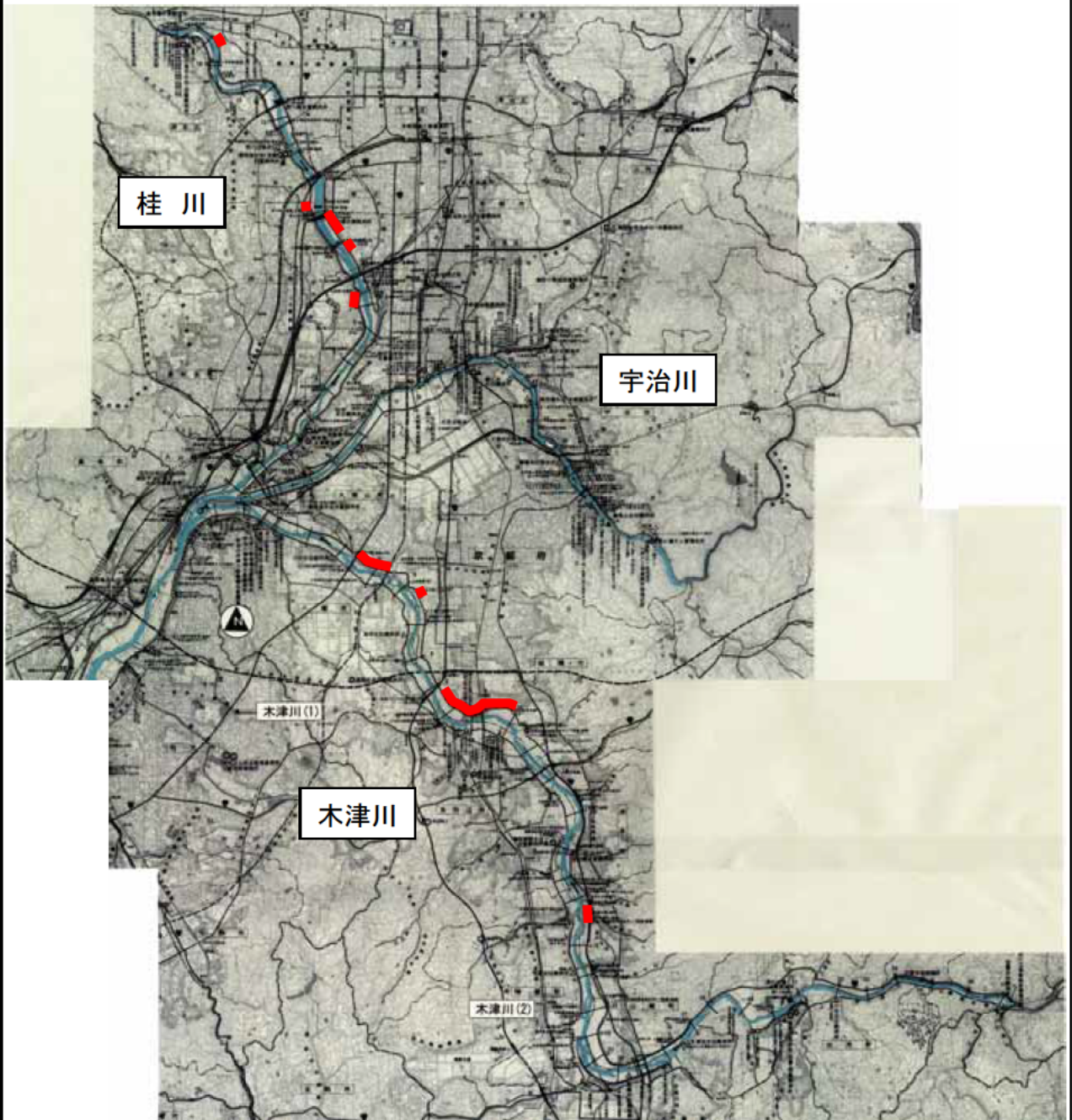
環境-10

治水-12-6-2

横断方向の河川形状の修復を実施、堤防補強

3/3

H17年度 堤防補強対策実施区間



■ : 実施箇所

シート	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ~6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>治水-5 に同じ</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 (地点:新町)
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の新町地区は、完成を目指し、継続して実施する。</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>[淀川部会]</p> <p>整備による治水効果、都市環境向上効果等の調査が必要である。</p> <p>淀川左岸は、重点的に高規格堤防がすすめられているが、堤防完成後、町側への越水状況の変化によるハザードマップの見直しなどが必要である。また、高規格堤防の実施にはきわめて高額な経費を要するので、経費の削減を図る必要がある。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受けることとなる。

河川整備の方針

高規格堤防

まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所から実施する。
また、実施にあたっては、円滑に事業推進できるよう関係機関との連携を図る。

実施内容

新町地区(枚方市)において、工場跡地における関西医大病院建設に合わせて、一体的にスーパー堤防整備を実施する。

事業の数量・諸元等

平成7年度よりスーパー堤防整備を開始し、盛土については一部を残し概ね完成している。

(平成16年度事業完了)

現在、スーパー堤防上に病院が建設中である。

- ・施工延長 610m
- ・面積 6.0ha
- ・盛土 15万m³

「実施」の概要

治水

治水-7-2

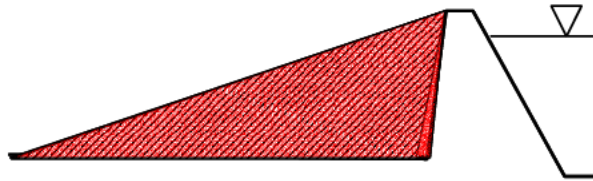
淀川高規格堤防整備事業(新町地区)

2/2

●位置図



●断面図



●現況写真



スーパー堤防の整備にあたっては、枚方市、関西医大病院と連携し、良好な街づくりを図っています。

● 国交省の防災ヘリポートを緊急医療で活用

国交省の枚方防災ヘリポートを関西医大病院が共同利用することにより、高度な先進医療が可能な広域救急医療拠点の機能を強化します。

● 河川公園をリハビリ空間として活用

スロープを傾斜の緩やかなバリアフリー構造とするなど、入院中の方々などが淀川河川公園をリハビリテーションの場などに利用できるようにします。

● 水辺へのアクセスを容易に

工場により隔てられていた中心市街地から水辺へのアクセスを改善し、市民の方々が気軽に水辺にふれあえるようにします。

【平成17年4月11日時点】

シート	章項目	事業名	河川名
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>高潮や津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する 淀川大橋</p> <p>事業の数量・諸元等 淀川陸閘ゲート開閉装置改造(左右岸)</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>陸閘操作時間の短縮化の実施は概ね適切である。</p> <p>陸閘については、解消が望まれるが、当面の課題として「迅速な対応」とともに「閉鎖時期および閉鎖解除時期」についても改善が必要である。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>高潮時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められる。このため、機械設備の改良を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。また、閉鎖している時間の短縮化を検討する。 淀川大橋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川大堰の津波対策 <p>淀川大堰の津波対策を実施する。</p> <p>事業の数量・諸元等 淀川陸閘ゲート開閉装置改造(左右岸)</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>基礎原案への意見に同じ。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

一部の橋梁横断部では所定の堤防高さを有しておらず、中には高潮時には陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされた橋もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が遮断されることから、社会経済上大きな影響を与えている。南海大地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が押し寄せると推定。

河川整備の方針

津波来襲時の陸閘等の迅速な操作・開閉時間の短縮化を可能とするため、施設の改良と情報伝達の強化を実施する。

実施内容

高潮時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められる。このため、機械設備の改良を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。また、閉鎖している時間の短縮化を検討する。

淀川大橋

- ・淀川大堰の津波対策
- ・淀川大堰の津波対策を実施する。

事業の数量・諸元等

淀川陸閘ゲート開閉装置改造(左右岸)

ゲートは、油圧シリンダーの伸縮により180°回転する構造になっています。

今回、油圧シリンダーを伸縮する動力の油圧ポンプ能力(吐出量)をアップし、開閉時間の短縮を図りました。

項目	変更内容
開閉時間(全開 ↔ 全閉)	約30分 約20分

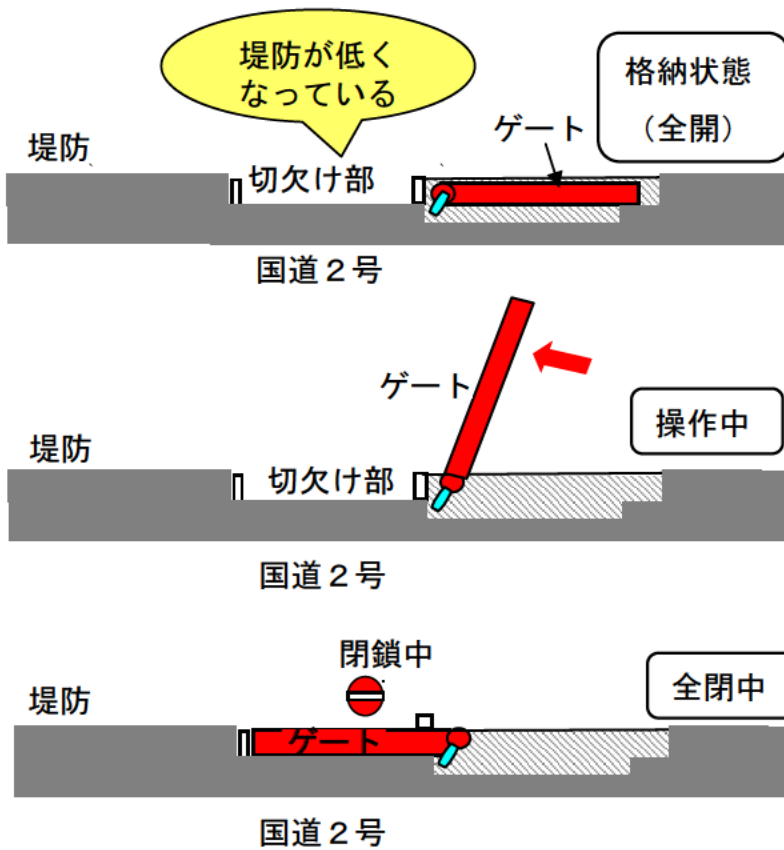
「実施」の概要

治水

治水-29

陸閘操作時間の短縮化の実施(淀川陸閘)

2/2



シート	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 <li style="padding-left: 20px;">(内:慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 <li style="padding-left: 20px;">(内:慣行 48件) ・その他用水 15件 <p>< 進捗状況 詳細報告 > 実施</p> <p>実施内容</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 			

- ・工業用水 28 件
- ・発電用水 34 件
- ・農業用水 116 件
- (内:慣行 48 件)
- ・その他用水 15 件

利水の水需要精査確認状況

各利水者からヒアリング等を行い水需要精査を行っていますが、現在、水需要を精査検討中の利水者もあることから、精査確認は未了。
(ヒアリング内容) (略)

< 事業進捗報告への意見 >

【琵琶湖部会】

現在実施されているのは、「利水者から聴取し、その精査確認を早急に実施する」ことである。しかし、「意見書」にもあるように、「河川管理者」が自主的に精査確認した結果は全く示されていない。利水者が述べるまでもなく、河川の立場から可能性を確認することも、行われなければならないことである。その点、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、まず「利水者の水需要の精査確認」を実施することが重要かつ緊急の課題である。大切なことは、「何のための精査確認か」ということである。

現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、「水供給管理」から「水需要管理」へという新たな利水の理念転換の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方にに基づき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である。

現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており、農業用水のいわゆる慣行水利権についても、水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実態の精査を行った上で許可水利権への移行を進める必要がある。

なお、現在の淀川水系における水利権とその許可期限について、平成 15 年 10 月 9 日に河川管理者から提供された資料によると、平成 15 年以前に期限が到来したもので申請内容補正中のもの及び協議中のものが 17 件あり、また、昭和 61 年から保留というものもある。平成 16 年 3 月を期限とする 25 件も含めて、早急に審査を行ないその結果を公表する必要がある。また、平成 17 年 3 月を期限とする 16 件について今後どのように審査しようとしているのかも明確にすべきである。

・平成 15 年以前期限の 17 件: 農業用水 12 件、水道用水 4 件、発電用水 1 件

・平成 16 年 3 月期限の 25 件: 工業用水 5 件、農業用水 14 件、水道用水 2 件、発電用水 4 件

・平成 17 年 3 月期限の 16 件: 工業用水 4 件、農業用水 3 件、水道用水 6 件、その他 3 件

なお、今後期限が来るものについては審査を迅速に行ない、その都度結果を公表する必要がある。

【猪名川部会】

水需要予測に対し、「早急に精査確認」「結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。」として、水需要の抑制の方向性を鮮明にした点は評価する。公表だけでなく、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、今だ不十分である。農業用水についても、その取・排水実態を把握するとともにさらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

1/8

基礎案での記述

現状の課題

高度経済成長下、水需要を急増させることになり、相次いで水資源開発に係る法整備がなされ、平成3年度完成の琵琶湖開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり、かつて日本経済を支えた臨海工業地帯では、工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。

河川整備の方針

現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、その精査確認を早急に実施する。

具体的な整備内容

利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。

淀川水系水利権数(直轄処分)

- ・水道用水 48件
- ・工業用水 28件
- ・発電用水 34件
- ・農業用水 116件(内:慣行 48件)
- ・その他用水 15件

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

2/8

ダム参画利水者の状況

利水者	現在の計画	現在の状況
大阪府	丹生ダム:2.474m ³ /s 大戸川ダム:0.4m ³ /s	将来の水需要の見直しを行っており、その下方修正や転用により、 <u>撤退する方向です。</u> 河川管理者としては、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
阪神水道 企業団	丹生ダム:0.556m ³ /s 余野川ダム:1.042m ³ /s	将来の水需要の見直しは未確定ですが、将来の水需要の見直し、 <u>あるいは利水者間での転用により、撤退する方向です。</u> 河川管理者としては、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
京都府	丹生ダム:0.2m ³ /s 大戸川ダム:0.1m ³ /s 天ヶ瀬再開発:0.6m ³ /s	将来の水需要の見直しを行っており、その下方修正により、 <u>天ヶ瀬再開発、丹生ダム及び大戸川ダムへの利水参画により確保予定の0.9m³/sのうち0.6m³/sについては継続して参画する方向です。</u> 河川管理者としては、天ヶ瀬再開発は、取水実績等から考えて、利水参画はするものと認識して関係者との協議を進めていきます。また、丹生ダム・大戸川ダムは、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
大津市	大戸川ダム: 0.0116m ³ /s	現在水需要の見直しを行っており、その結果を見て判断する意向です。
三重県	川上ダム:0.6m ³ /s	将来の水需要の見直し参画量は減少するものの、川上ダムへの利水参画は継続する方向です。 河川管理者としては、減量の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
奈良県	川上ダム:0.3m ³ /s	将来推計人口の大幅な下方修正を受けて、水需要を見直し、 <u>撤退する方向です。</u> 河川管理者としては、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
西宮市	川上ダム:0.211m ³ /s	将来の水需要の見直しは未確定ですが、将来の水需要の見直し、 <u>あるいは利水者間での転用により、撤退する可能性も含めて検討しています。</u> 河川管理者としては、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。
箕面市	余野川ダム:0.116m ³ /s	給水人口の見直し等を踏まえ、大阪府営水道から給水を受けることにより、 <u>撤退する方向です。</u> 河川管理者としては、撤退の可能性を含めて関係者との協議を進めていきます。

・ダムへの利水参画は継続する方向である京都府、三重県については精査確認状況をダムWG(H16.12.5)にて報告済み

【平成17年4月11日時点】

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

3/8

水利権許可状況の公表

水利権許可状況を平成17年3月末時現在でとりまとめ近畿地方整備局のホームページを通じて公表しました。今後も毎年水利権許可状況のとりまとめを行い、更新していく予定です。

水道用水

(平成17年3月末現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川等	阪神水道企業団	阪神水道企業団水道	水道用水	13.818	H20.3.31	大阪府	
淀川	大阪市	大阪市水道	水道用水	30.976	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H17.1.21許可) 【前許可期限H15.6.30、前許可水利権量 30.976m ³ /s】
淀川	大阪府	大阪府水道	水道用水	25.785	H20.3.31	大阪府	
淀川	枚方市	枚方市水道	水道用水	1.505	H24.3.31	大阪府	
淀川	守口市	守口市水道	水道用水	0.722	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.7.1許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.722m ³ /s】
淀川等	尼崎市	尼崎市水道	水道用水	0.996	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.5.28許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.996m ³ /s】
淀川等	伊丹市	伊丹市水道	水道用水	0.581	H19.3.31	大阪府	
淀川	寝屋川市	寝屋川市水道	水道用水	0.160	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H17.1.21申請)
淀川等	京都市	京都市水道	水道用水	0.417	H18.3.31	京都府	
安威川	大阪府	大阪府水道	水道用水	0.880	H20.3.31	大阪府	
神崎川及び淀川	西宮市	西宮市水道	水道用水	0.136	H24.3.31	大阪府	
淀川及び神崎川	吹田市	吹田市水道	水道用水	0.350	H23.3.31	大阪府	
桂川	京都府	京都府水道	水道用水	0.860	H18.3.31	京都府	
木津川	京田辺市	京田辺市水道	水道用水	0.0362	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.3.1申請)
木津川	井手町	井手町水道	水道用水	0.0133	S40.3.31	京都府	取水停止中 廃止指導中
木津川、布目川、白砂川	奈良市	奈良市水道	水道用水	2.540	H21.3.31	奈良県	
木津川	京都府	京都府水道	水道用水	0.900	H21.3.31	京都府	
淀川	京都府	京都府水道	水道用水	0.300	H31.11.4	京都府	
琵琶湖	京都市	琵琶湖疏水	水道用水	23.650	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	滋賀県	滋賀県東南部(中部地区)水道	水道用水	0.995	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.22申請)
野洲川	滋賀県	滋賀県東南部(甲賀地区)水道	水道用水	0.416	H16.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H16.3.31申請)
琵琶湖	滋賀県	滋賀県南部上水道	水道用水	1.017	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	大津市	大津市水道	水道用水	2.068	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.2.28申請)
大戸川	大津市	大津市水道(南部浄水場)	水道用水	0.0116	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.2.28申請)
琵琶湖	草津市	草津市水道	水道用水	0.781	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	長浜水道企業団	長浜水道企業団水道	水道用水	0.545	H19.3.31	滋賀県	
琵琶湖	彦根市	彦根市水道	水道用水	0.647	H19.3.31	滋賀県	
琵琶湖	近江八幡市	近江八幡市水道	水道用水	0.0882	H21.3.31	滋賀県	
野洲川	甲賀市	甲賀市水道(旧土山町水道)	水道用水	0.0683	H16.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H16.3.31申請)
野洲川及び思川	甲賀市	甲賀市水道(旧水口町水道)	水道用水	0.0116	H25.3.31	滋賀県	変更更新申請(H15.10.7許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量 0.0116m ³ /s】
琵琶湖	志賀町	志賀町水道	水道用水	0.108	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	高島市	高島市水道(旧高島町水道)	水道用水	0.064	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	高島市	高島市水道(旧今津町水道)	水道用水	0.1599	H20.3.31	滋賀県	
丹生川及び琵琶湖	米原町	米原町水道	水道用水	0.111	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	木之本町	木之本町水道	水道用水	0.046	H24.3.31	滋賀県	H15.7.1許可 取水量の変更による許可(従前は滋賀県許可)
服部川及び木津川	伊賀市	伊賀市水道(旧上野市水道)	水道用水	0.09328	H17.3.31	三重県	更新許可審査中(H17.3.11申請)
名張川	名張市	名張市水道	水道用水	0.660	H20.3.31	三重県	
宇陀川	室生村	室生村水道	水道用水	0.0096	H24.3.31	奈良県	変更更新許可(H17.3.7許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.0096m ³ /s】
宇陀川	水資源開発公社	初瀬水路	水道用水	1.600	H25.3.31	奈良県	変更更新許可(H15.9.8許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量 1.600m ³ /s】
内牧川	橿原町	橿原町水道	水道用水	0.015	H19.3.31	奈良県	
名張川	月ヶ瀬村	月ヶ瀬村水道	水道用水	0.003	H23.3.31	奈良県	
布目川	都祁村	都祁村簡易水道	水道用水	0.0443	H26.3.31	奈良県	H16.9.13許可 直轄区間への取水位置変更による許可(従前は 奈良県許可)
猪名川	豊中市	豊中市水道	水道用水	0.220	H22.3.31	大阪府	
猪名川	伊丹市	伊丹市水道	水道用水	0.230	H19.3.31	大阪府	
猪名川等	池田市	池田市水道	水道用水	0.608	H14.3.31	大阪府	更新許可審査中(H14.3.20申請)
猪名川等	川西市	川西市水道	水道用水	0.290	H24.3.31	兵庫県	変更更新許可(H15.4.10許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.290m ³ /s】
猪名川等	兵庫県	兵庫県水道	水道用水	1.922	H22.3.31	兵庫県	
猪名川等	豊能町	豊能町水道	水道用水	0.097	H14.3.31	大阪府	更新許可審査中(H14.3.20申請)
淀川	宇治市	宇治市水道	水道用水	0.0579	-	京都府	

[平成17年4月11日時点]

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

4/8

工業用水

(平成17年3月末現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:n3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川(日淀川)	大阪市	大阪市工業用水道	工業用水	3.545	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中 (H17.2.28申請)
淀川(神崎川)	大阪府	大阪府工業用水道	工業用水	9.728	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中 H17.2.23申請)
淀川(等)	伊丹市	伊丹市工業用水道	工業用水	0.487	H24.3.31	大阪府	
淀川(神崎川)	尼崎市	尼崎市工業用水道	工業用水	3.007	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中 (H17.3.14申請)
淀川	西宮市	西宮市工業用水道	工業用水	0.579	H24.3.31	大阪府	変更更新許可 (H15.6.16許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量 0.579n3/s】
神崎川及び日淀川	神戸市	神戸市工業用水道	工業用水	1.323	H24.3.31	大阪府	変更更新許可 (H15.5.30許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 1.323n3/s】
日淀川	大阪府毎工業用水道企業団	大阪府毎工業用水道	工業用水	1.850	廃止	大阪府	H15年度廃止処分 H16.3.31処分)
淀川	水産原研発(株)	水産原研発(株)工業用水道	工業用水	0.273	H22.3.31	大阪府	変更更新許可 (H16.11.29許可) 【前許可期限H22.3.31、前許可水利権量 0.295n3/s】
淀川	飯田織工(株)	飯田織工工業用水	工業用水	0.040	H19.3.31	大阪府	
淀川	鐘淵化学工業(株)	鐘淵化学工業用水	工業用水	0.222	H21.3.31	大阪府	
淀川及び神崎川	紀州繊維(株)	紀州繊維工業用水	工業用水	0.250	H23.3.31	大阪府	
淀川	ユニテカ(株)	ユニテカ工業用水	工業用水	1.912	H18.3.31	京都府	
淀川	朝日硝子(株)	朝日硝子工業用水	工業用水	0.004	H17.3.31	京都府	更新許可審査中 H17.3.30申請)
日淀川	オーエー七(熱供給)株	天満橋一丁目地区(地)暖房用水	工業用水	0.338	H25.3.31	大阪府	
日淀川及び土佐堀川	関西エネルギー開発(株)	中之島三丁目地区(地)暖房熱合用水	工業用水	0.426	H20.12.31	大阪府	
神崎川	三島染整(株)	三島染整工業用水	工業用水	0.045	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中 (H16.11.1申請)
木津川	株中山農産所	中山農産所工業用水	工業用水	5.447	H19.3.31	大阪府	
琵琶湖	滋賀県	彦根工業用水道	工業用水	0.579	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖及び豊形川	滋賀県	滋賀県南(工)業用水道	工業用水	0.954	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可 (H17.2.15許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量 0.954n3/s】
淀川	三洋電機(株)	三洋電機工業用水	工業用水	0.078	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中 H17.3.18申請)
淀川	三洋電機(株)	三洋電機工業用水	工業用水	0.033	H18.3.31	滋賀県	更新許可審査中 (H17.3.18申請)
琵琶湖	カネボウ繊維(株)	カネボウ工業用水及び専用水道	工業用水	0.210	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中 (H17.2.14申請)
琵琶湖等	東シ(株)	東シ工業用水及び専用水道(滋賀事業場)	工業用水	1.667	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖	東シ(株)	東シ工業用水及び専用水道(瀬田工場)	工業用水	0.066	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖	東洋紡績(株)	東洋紡績工業用水及び専用水道	工業用水	0.210	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	大津板紙(株)	大津板紙工業用水	工業用水	0.266	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	鐘淵化学工業(株)	鐘淵化学工業工業用水	工業用水	0.070	H23.3.31	滋賀県	
泉川(思川)	積水化学工業(株)	積水化学工業工業用水	工業用水	0.117	H22.3.31	滋賀県	

[平成17年4月11日時点]

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

4/8

発電用水

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
桂川	関西電力株式会社	新庄発電所	発電用水	11.60	H42.3.31	京都府	変更更新許可(H15.12.10許可) 【前許可期限H12.3.31、前許可水利権量11.60m ³ /s】
桂川	関西電力株式会社	黒田発電所	発電用水	2.74	H23.3.31	京都府	変更更新許可(H15.6.2許可) 【前許可期限H13.3.31、前許可水利権量2.74m ³ /s】
清滝川	関西電力株式会社	清滝発電所	発電用水	0.946	H38.12.31	京都府	
清滝川	関西電力株式会社	樽尾発電所	発電用水	1.67	H20.3.31	京都府	
鴨川、鞍馬川、静原川	関西電力株式会社	洛北発電所	発電用水	1.252	H19.3.31	京都府	
淀川	関西電力株式会社	天ヶ瀬発電所	発電用水	186.14	H31.3.13	京都府	
淀川 寒谷川	関西電力株式会社	喜瀬山発電所	発電用水	248.0	H39.3.31	京都府	
淀川及び志津川	関西電力株式会社	宇治発電所	発電用水	61.22	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	蹴上発電所	発電用水	16.70	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	夷川発電所	発電用水	13.91	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	豊染発電所	発電用水	12.71	H18.3.31	滋賀県	
安曇川	関西電力株式会社	荒川発電所	発電用水	11.13	H19.7.31	滋賀県	
安曇川	関西電力株式会社	栃生発電所	発電用水	5.57	H19.7.31	滋賀県	
安曇川及びアシビ谷川	関西電力株式会社	中村発電所	発電用水	1.112	H32.6.30	滋賀県	変更更新許可(H15.4.21許可) 【前許可期限H13.5.31、前許可水利権量1.112m ³ /s】
姉川及び起又川	関西電力株式会社	伊吹発電所	発電用水	3.76	H22.3.31	滋賀県	
姉川	関西電力株式会社	小泉発電所	発電用水	4.45	H22.3.31	滋賀県	
高時川	関西電力株式会社	高時川発電所	発電用水	5.56	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量5.56m ³ /s】
東俣川等	関西電力株式会社	草野川発電所	発電用水	1.39	H40.3.31	滋賀県	
犬上川	関西電力株式会社	犬上発電所	発電用水	3.2	H46.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量3.2m ³ /s】
愛知川	関西電力株式会社	永源寺発電所	発電用水	13.0	H41.3.31	滋賀県	
愛知川及び八風川	関西電力株式会社	黄和田発電所	発電用水	1.87	H22.3.31	滋賀県	
神崎川	関西電力株式会社	神崎川発電所	発電用水	1.4	H36.3.31	滋賀県	
野洲川	滋賀県 甲賀市	青土ダム管理用発電所	発電用水	2.0	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.9.9許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量2.0m ³ /s】
大戸川	関西電力株式会社	大戸川発電所	発電用水	2.783	H39.3.31	滋賀県	
大戸川・田代川	関西電力株式会社	大島居発電所	発電用水	2.78	H24.3.31	滋賀県	変更更新許可(H15.7.25許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量2.78m ³ /s】
木津川	関西電力株式会社	相楽発電所	発電用水	27.8	H28.3.31	京都府	
木津川	関西電力株式会社	大河原発電所	発電用水	18.6	H19.3.31	京都府	
名張川	関西電力株式会社	高山発電所	発電用水	14.0	H39.3.31	京都府	
川上川	中部電力㈱	阿保発電所	発電用水	0.724	H40.12.31	三重県	
布目川	関西電力株式会社	布目川発電所	発電用水	1.391	H21.3.31	京都府	
室生川及び宇陀川	関西電力株式会社	室生発電所	発電用水	0.557	H27.3.31	奈良県	変更更新許可(H16.10.14許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.557m ³ /s】
青蓮寺川	三重県	青蓮寺発電所	発電用水	4.0	H40.3.31	三重県	
名張川	三重県	比奈知発電所	発電用水	3.7	H37.3.31	三重県	
名張川	三重県	比奈知管理用発電	発電用水	0.3	H18.3.31	三重県	

[平成17年4月11日時点]

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

5/8

農業用水(1/3)

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
桂川	京北町	中地揚水機	農業用水	0.033	H26.3.31		H16.9.9許可 直轄区間編入による許可(従前は京都府許可)
木津川	山城町	千両岩揚水機場	農業用水	0.233	H24.3.31	京都府	慣行水利権の許可水利権化 (H16.2.27許可)
木津川	加茂町	銭司用水	農業用水	0.00402	H25.3.31	京都府	慣行水利権の許可水利権化 (H17.3.22許可)
淀川	枚方市御殿山土地改良区	牧野用水	農業用水(慣行)	0.322		大阪府	
淀川	大阪府	五領揚水機	農業用水(慣行)	2.15		大阪府	
淀川	守口市他6市	木屋揚水機	農業用水(慣行)	7.775		大阪府	
淀川	神安土地改良区	三ヶ牧揚水機場	農業用水(慣行)	4.257		大阪府	
淀川	摂津市	五久樋用水	農業用水(慣行)	0.33		大阪府	
淀川	摂津市	河原樋用水	農業用水(慣行)	0.41		大阪府	
桂川	京都府	一の井堰	農業用水(慣行)	6.92		京都府	
桂川	京都府	新庄頭管工	農業用水(慣行)	1.7		京都府	
桂川	京都府	夢島統合堰	農業用水(慣行)	3.2		京都府	
桂川	甘町水利組合	甘町井堰	農業用水(慣行)	1.06		京都府	
木津川	城西土地改良区	城西揚水機	農業用水(慣行)	1.07		京都府	
木津川	佐山土地改良区	下津屋揚水樋	農業用水(慣行)	0.400		京都府	
木津川	佐山土地改良区	佐山用水	農業用水(慣行)	0.371		京都府	
木津川	南部土地改良区	春日ノ森樋門	農業用水(慣行)	0.660		京都府	
木津川	城陽市	吉之見樋門	農業用水(慣行)	0.11		京都府	
木津川	多賀土地改良区	上之浜用水	農業用水(慣行)	0.1		京都府	
木津川	法花寺野水利組合	法花寺野用水	農業用水(慣行)	0.03		京都府	
木津川	上津屋自治会	八丁用水	農業用水(慣行)	0.74		京都府	
木津川	八幡町農業用水対策協議会	上奈原樋門	農業用水(慣行)	0.13		京都府	
木津川	八幡町	岩田揚水機	農業用水(慣行)	1.01		京都府	
東高瀬川	洛南土地改良区	トニ橋用水	農業用水(慣行)	0.2		京都府	
芥川	高槻市	芝生揚水樋	農業用水(慣行)	0.09		大阪府	
大戸川	小林盛利	上の宮山田用水	農業用水(慣行)	-		滋賀県	
田代川	谷文男	一ノ瀬用水	農業用水(慣行)	-		滋賀県	
名張川	松原水利組合	松原揚水機	農業用水(慣行)	0.4		三重県	
名張川	高岩井堰水利組合	高岩井堰	農業用水(慣行)	0.985		三重県	
名張川	西畑水利組合	西畑揚水機	農業用水(慣行)	0.014		三重県	
青蓮寺川	三ヶ村井堰組合	三ヶ村井堰	農業用水(慣行)	0.7		三重県	
青蓮寺川	上出水場水利組合	夏見上出水場機	農業用水(慣行)	0.02		三重県	
宇陀川	室生村	ナルミ井堰	農業用水(慣行)	0.03		奈良県	
内牧川	甲寅用水水利組合	キトラ井堰	農業用水(慣行)	0.183		奈良県	
服部川	東高倉用水組合	東高倉揚水機	農業用水(慣行)	0.043		三重県	
宇陀川	釜石揚水組合	釜石揚水機	農業用水(慣行)	0.025		三重県	
前深瀬川	深瀬水利組合	深瀬井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	奥深瀬水利組合	奥深瀬井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	宮垣内水利組合	宮垣内井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	百合口水利組合	百合口井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	脇ノ谷水利組合	脇ノ谷井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	上井手水利組合	上井手水路	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	ことの水利組合	ことの井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	広代水利組合	広代井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
川上川	壁坂水利組合	壁坂井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
川上川	菅室水利組合	菅室井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
猪名川	池田井堰水利組合	池田井堰	農業用水(慣行)	0.33		大阪府	
猪名川	高村奈良七	大倉池	農業用水(慣行)	0.318		大阪府	
一庫大路次川	磯辺堤治	一庫井堰	農業用水(慣行)	0.266		兵庫県	
一庫大路次川	木下喜八	東畦野井堰	農業用水(慣行)	0.2259		兵庫県	
淀川	巨椋池土地改良区	靉野揚水機	農業用水	0.57	H20.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.6.21許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量2.55m3/s】
淀川	京都府	巨椋用水	農業用水	2.55	H18.3.31	京都府	
淀川	五ヶ庄南部かんがい組合	五ヶ庄南部かんがい組合用水	農業用水	0.041	H22.3.31	京都府	
淀川	小倉用水利用組合	小倉用水	農業用水	0.22	H21.3.31	京都府	
淀川	京都府	京都府立茶業研究所試験ほ場用水	農業用水	0.0016	H19.3.31	京都府	
木津川	多賀土地改良区	野上用水	農業用水	0.105	H19.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H17.2.22許可) 【前許可期限S61.3.31、前許可水利権量0.105m3/s】
木津川	京田辺市	飯岡揚水機	農業用水	0.18	H26.3.31	京都府	変更更新許可(H16.8.24許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.18m3/s】
木津川	京都府	川西用水	農業用水	1.02	H17.3.31	京都府	更新許可協議中
木津川	木津土地改良区	木津用水	農業用水	0.4	H21.3.31	京都府	
木津川	八幡町	川口用水	農業用水	0.60	H19.3.31	京都府	
木津川	井手町	井手用水	農業用水	0.086	S40.3.31	京都府	取水停止中 廃止指導中
木津川	東葉行組合	東鐘証割用水	農業用水	0.183	H21.3.31	京都府	
木津川	京田辺市	三野用水	農業用水	0.61	H21.3.31	京都府	

【平成17年4月11日時点】

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

7/8

農業用水(2/3)

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
桂川	洛西土地改良区	久我頭首工	農業用水	1.149	H21.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.6.8許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量4.840m ³ /s】
桂川	京都府	上桂川統合堰	農業用水	4.840	H21.3.31	京都府	
桂川	関西電力株式会社	熊原用水	農業用水	1.70	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.2.28申請)
桂川	日吉町	大向揚水機	農業用水	0.0812	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.3.24申請)
桂川	日吉町	下宇津揚水機	農業用水	0.033	H20.3.31	京都府	
淀川千丈寺川	レーク大津農業協同組合	赤尾揚水機	農業用水	0.023	H20.3.31	滋賀県	
淀川	レーク大津農業協同組合	寺辺揚水機	農業用水	0.02	H20.3.31	滋賀県	
淀川	野畑土地改良区	野畑揚水機	農業用水	0.028	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.15申請)
琵琶湖等	滋賀県	マ/地区県営かんがい排水事業	農業用水	0.677	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業新旭地区	農業用水	1.729	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業長浜南部地区	農業用水	2.682	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖余呉湖	農林水産省	国営新湖北農業水利事業	農業用水	27.396	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業湖北地区	農業用水	2.592	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業愛西地区	農業用水	6.177	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業彦根中部地区	農業用水	3.705	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業守山南部地区	農業用水	1.842	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	入江千拓土地改良区	入江地区かんがい用水	農業用水	2.378	H13.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H15.5.30申請)
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業天の川地区	農業用水	5.922	H13.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H15.5.30申請)
琵琶湖等	農林水産省	国営大中の湖土地改良事業	農業用水	6.365	H21.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営ほ場整備事業岡山地区	農業用水	3.299	H21.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	草津用水	農業用水	4.042	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業鶴川地区	農業用水	4.140	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	滋賀県	県営かんがい排水事業姉川左岸地区	農業用水	4.496	H23.3.31	滋賀県	
安曇川等	滋賀県	県営安曇川沿岸地区	農業用水	6.215	H23.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H13.3.31、前許可水利権 量6.567m ³ /s】
愛知川	農林水産省	永源寺ダム	農業用水	15.100	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中
愛知川	滋賀県	愛知川頭首工	農業用水	3.065	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中
大同川等	滋賀県	県営土地改良総合整備事業栗見新田地区	農業用水	1.294	H23.3.31	滋賀県	
大同川等	滋賀県	県営かんがい排水事業能登川地区	農業用水	2.235	H23.3.31	滋賀県	
日野川等	農林水産省	国営日野川土地改良事業	農業用水	11.583	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.30申請)
日野川等	滋賀県	県営かんがい排水事業日野川地区	農業用水	2.049	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中
野洲川等	農林水産省	国営野洲川沿岸土地改良事業	農業用水	12.914	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権 量13.671m ³ /s】
長命寺川等	滋賀県	県営かんがい排水事業安土地区	農業用水	5.038	H23.3.31	滋賀県	
野洲川等	滋賀県	県営野洲川地区土地改良事業	農業用水	4.040	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権 量4.277m ³ /s】
琵琶湖等	滋賀県	県営かんがい排水事業野洲川地区	農業用水	7.315	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権 量7.315m ³ /s】
野洲川	播磨田町自治会	播磨田用水樋門	農業用水	0.134	H18.3.31	滋賀県	
犬上川	滋賀県	県営かんがい排水事業犬上地区	農業用水	4.050	H24.12.31	滋賀県	
木津川	島ヶ原村	谷尻揚水機	農業用水	0.0106	H19.3.31	三重県	
木津川	木興農事実行組合	水尻揚水機	農業用水	0.2264	H20.3.31	三重県	
木津川	長田井堰水利組合	長田揚水機	農業用水	0.236	H22.3.31	三重県	
服部川	三重県	上野頭首工	農業用水	2.291	H17.3.31	三重県	更新許可協議中
宇陀川	宇陀川用水土地改良区	宇陀川用水	農業用水	2.3	H25.3.31	三重県	変更更新許可(H15.12.12許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権 量2.3m ³ /s】
青蓮寺川	農林水産省	青蓮寺用水	農業用水	1.720	H25.3.31	三重県	変更更新許可(H15.5.13許可) 【前許可期限H18.3.31、前許可水利権 量1.86m ³ /s】
遅瀬川	農林水産省	国営大和高原北部土地改良事業	農業用水	0.707	H26.3.31	奈良県	変更更新許可(H16.4.27許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量1.280m ³ /s】
名張川	小點滝井堰水利組合	小點滝用水	農業用水	0.005	H21.3.31	三重県	
名張川	大井出井堰水利組合	大井出用水	農業用水	0.165	H21.3.31	三重県	
猪名川	猪名川土地改良区連合	三ヶ井用水	農業用水	0.195	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.2.20許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.195m ³ /s】
猪名川	川西市	久代用水	農業用水	0.039	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.7.7許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権 量0.039m ³ /s】
猪名川	川西市	加茂井堰	農業用水	0.195	H18.3.31	兵庫県	変更更新許可(H17.3.11許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.195m ³ /s】
猪名川	利権富水利組合	利権富用水	農業用水	0.083	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.083m ³ /s】

【平成17年4月11日時点】

「実施」の概要

利水 - 1

利水 - 1

利水者の水需要の精査確認

8/8

農業用水(3/3)

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
猪名川	三平水利組合	三平井用水	農業用水	0.031	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.19許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.031m3/s】
蒸川	大井水利組合	大井用水	農業用水	0.054	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量0.054m3/s】
蒸川	中食満水利組合	中食満用水	農業用水	0.037	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.037m3/s】
蒸川	上食満水利組合	上食満用水	農業用水	0.030	H18.9.30	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.7.7許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.046m3/s】
猪名川	高木井堰水利組合	高木用水	農業用水	0.046	H18.3.31	兵庫県	

その他用水

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.007	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.01	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.0083	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.102	H20.3.31	大阪府	
淀川	㈱ニュージェック	ニュージェック雑用水	その他用水	0.05	H19.3.31	京都府	
桂川	京北町	京北町溪流公園用水	その他用水	0.014	H18.3.31	京都府	
桂川	京都府	嵐山東公園雑用水	その他用水	0.026	H17.11.30	京都府	
淀川	近江観光㈱	瀬田ゴルフ場雑用水	その他用水	0.034	H20.3.31	滋賀県	
淀川	有臨湖庵	臨湖庵雑用水	その他用水	0.01	H17.3.31	滋賀県	更新申請指導中
淀川	滋賀県	水産センター養魚用水	その他用水	0.2	H18.3.31	滋賀県	
淀川	有臨伊商店	養魚用水	その他用水	0.04	H23.3.31	滋賀県	
木津川	岩田秀雄	温泉	その他用水	8.3m3/日	H20.3.31	京都府	
名張川	伊賀南部環境衛生組合	し尿処理水	その他用水	0.00625	H17.3.31	三重県	更新申請指導中
名張川	名張市	雑用水	その他用水	0.0065	H19.3.31	三重県	
名張川	波多野漁業協同組合	養魚用水	その他用水	0.050	H20.3.31	奈良県	

淀川水系水利権数(直轄処分)

水利権許可状況により平成17年3月末時現在の水利件数を更新。

平成16年度には慣行水利の内、1件の許可水利化を実施しました。

[基礎案]

[平成17年3月末現在]

・水道用水 48件

・水道用水 49件

・工業用水 28件

・工業用水 27件

・発電用水 34件

・発電用水 34件

・農業用水 116件(内:慣行 48件)

・農業用水 117件(内:慣行 47件)

・その他用水 15件

・その他用水 15件

[平成17年4月11日時点]

シート	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 大阪臨海工業用水道 大阪府営工業用水道 尼崎市営工業用水道</p> <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。</p> <p>利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整しているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くはないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。</p> <p>なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 大阪府営工業用水道 尼崎市営工業用水道</p> <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。</p> <p>< 進捗状況 詳細報告 > 実施</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。 大阪府営工業用水道 尼崎市営工業用水道</p> <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。 今後の方針 (略)</p>			

取り組み状況

- (1) 関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会（略）
- (2) 水需要抑制に基づく節水PR（略）

< 事業進捗報告への意見 >

【琵琶湖部会】

「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、2つの「工業用水道」機関と調整したこと、今後「渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を、地域別などに各1回行うとの予定だけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整を実施する必要があるが、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに、安易に新たな水需要を容認するものであってはならない。「利水安全度」の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については学識経験者や住民の意見を聴取するしくみを設けることが「水需要管理」の主旨に適うと考える。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の中で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を旨とすべきである。「農業用排水路施設と河川との連携性確保に配慮する。」とした点は評価する。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

【猪名川部会】

意見書を踏まえ、「農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。」とした点を評価する。用排水路における生態系保全と多面的機能を維持するために非かんがい期の流水の確保にも留意する必要がある。用途間転用については今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用だけでは不十分である。農業用水の水需要を精査して許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮しつつ水融通を進め、流域全体の水需要の管理を旨とすべきである。

「実施」の概要

利水 - 2

利水 - 2

水利権の見直しと用途間転用

1/2

基礎案での記述

現状の課題

安定的な水供給の確保は各利水者の責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じている。農業用水についても、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等による水利用の実態が変化している。

一方、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることに相まって、平成5年以降の10年間で、-90cm以下となる水位低下が3回発生している。

さらに、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがある。

河川整備の方針

現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直しにあたっては、用途間転用等の水利用の合理化に努める。

なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。

具体的な整備内容

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

大阪府営工業用水道

尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化の促進に努める。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。

「実施」の概要

利水 - 2

利水 - 2

水利権の見直しと用途間転用

2/2

今後の方針

各利水者の水需要の精査結果をもとに、今後のダム参画や転用のあり方について、琵琶湖の環境・淀川下流維持流量・利水安全度・湯水調整ルール等を踏まえて包括的に整理します。

取り組み状況

(1)関係機関と今後の湯水対策会議のあり方に関する意見交換会

淀川水系全体	平成16年3月29日
猪名川関係	平成16年5月19日
室生ダム関係	平成16年5月28日
木津川関係	平成16年6月15日
琵琶湖・淀川関係	平成16年7月21日

(2)淀川水系利水関係の情報交換会

随時実施

シート	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。</p> <p>利水者、関係自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時から水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的な行動を提起できるような組織とする。</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。</p> <p>渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。</p> <p>利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時から水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的な行動を提起できるような組織とする。</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>淀川部会への「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、「関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を開いたこと、「節水PR」を行っていることだけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要を得たことで、その推進が期待される場所である。</p> <p>しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑</p>			

制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

【猪名川部会】

水需要抑制に基づく節水のPRについては、一時的なキャンペーンに終わらず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行うことが必要である。すでに取り組んでいる自治体、NPOと連携して推進することが求められる。河川レンジャーの活動としても流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを推進する。

「実施」の概要

利水 - 4

利水 - 4

渇水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)

1/4

基礎案での記述

現状の課題

5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうとともに、夏以降の水利用により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがある。

近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位を下げることと相まって、平成5年以降の10年間で、-90cm以下となる水位低下が3回発生している。

地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがある

河川整備の方針

琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし、長期的な気候変動の不安定要因を踏まえ、再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治対等関係機関、住民との連携を強化する。

具体的な整備内容

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

「実施」の概要

利水 - 4

利水 - 4

渇水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)

2/4

【取り組み状況】

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画による位置付け

国土交通省、総務省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、環境省、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市により、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を策定。

同計画において「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」を設置することとした。

また、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の具体的な展開を図るため、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」に各分野、テーマ毎に行政機関で協議・調整を行う「分科会」を設置し、さらに「分科会」における協議・調整で生じた個別課題や専門的な事柄について、学識経験者やNPO等を交え、意見交換や技術的検討を行う「専門委員会」を設置することとなった。

この専門委員会の一つとして以下の検討を行う水利用委員会がある。

- ・平常時からの水利用に関する情報交換
- ・水需要抑制に関する検討
- ・効率的な水利用に関する具体的行動提起

「実施」の概要

利水-4

利水-4

渇水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)

3/4

琵琶湖・淀川流域圏再生協議会

琵琶湖・淀川
流域圏再生
協議会

協議会
事務局

分科会

みずへプロムナードネットワーク分科会

構 成:行政
目 的:再生計画に関する、みずへプロムナード事業の達成度の評価や管理、協議・調整を行う。

具体的な取り組み
・ネットワークの整備状況及び不連続箇所への解消
・「川の憩い」の整備状況に関する評価及び策定制度や運用方法に関する検討
・関連するノウハウ事業に関する実績
・社会実態の評価実施及びその検討

水辺の生態系保全再生ネットワーク分科会

構 成:行政
目 的:再生計画に関する、生物の生き・生育環境の再生事業の達成度の評価や管理、協議・調整を行う。

具体的な取り組み
・水辺ネットワークの網羅性の確保
・水辺の生態系保全再生事業に関する評価や管理
・生態系に関するデータベースの構築と情報の共有化
・モニタリングによる構造的な進捗の導入
・市民との連携・協働や環境教育の推進
・水質改善など他の施策との連携
・各機関の連携構築の推進

水辺の賑わい創出分科会

構 成:行政
目 的:再生計画に関する、水辺の賑わい創出事業の達成度の評価や管理、協議・調整を行う。

具体的な取り組み
・モデル地区における事業実施状況及び達成度の評価や管理
・モデル地区で実施した手法の、他地区・流出地区への展開に関する検討
・実施地区に対する社会実態の検証に関する検討

流域水環境再生分科会

構 成:行政
目 的:流域圏の再生計画策定法において、流域水環境に関する各分野の実定や、関連する事業に関する協議・調整を行う。

具体的な取り組み
・適正な水管理のための水環境改善計画の作成
・琵琶湖・淀川流域圏ウォッシュネットワークの検討
・広域連携対策・下水処理の高度化・畜産管理対策や炭素性生物対策
・緊急時の水質汚染リスクに対する対応策等の検討
・水資源開発施設の適時運用の検討
・流域ミュージアムの検討
・「水との接点」運動の推進
・「琵琶湖・淀川流域圏 再生水 アクションプラン」の検討

統合的流域管理に関する検討分科会

構 成:行政
目 的:統合的流域管理に向けた、行政が相互に議論、協力しあうことのできる仕組みづくりを行い、判断を調整し、合意形成から仕組みについて協議・調整を行う。

具体的な取り組み
・水環境に関する実態の把握(水環境データベースの構築等)
・水環境管理のあり方の検討
・統合的流域管理のための水マシシ小規模の創設に関する検討

専門委員会

構成:行政・学識経験者・NPO等
目的:再生計画の推進のために、必要に応じて個別課題について整理し、学識経験者やNPO等と交流、意見交換や技術的検討を行う。

専門委員会の例

湖名及び河川空間利用委員会

・周辺環境・地味性に応じた沿岸及び河川敷等の利用

水質保全委員会

・水質管理体制の強化(監視強化、化学物質の流出事故防止と対応の取り組み強化)
・市民との連携のための取り組み
・水質モニタリング

水利用委員会

・平常時から水利用に関する情報交換
・水需要抑制に関する検討
・効果的な水利用に関する具体的な行動指針

水源かん養研究委員会

・農村地域、農村地域の保水機能に関する現状分析
・農村地域、農村地域の保水機能向上のための調査研究

外来種対策委員会

・侵入発見情報、被害状況、対策効果等の情報交換
・予防・駆除等の対応策と対応体制に関する検討
・駆除行事の開催実施

「実施」の概要

利水 - 4

利水 - 4

湧水対策会議の改正を調整(水需要の抑制)

4/4

なお、水需要抑制のために、H16年度には下記のような取り組みを行いました。

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H16年7月～)
- ・京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。阪急電鉄での車内広告を実施。
(H16年7月～8月)
- ・テレビ(KBS京都、サンテレビ)での節水CMの実施。(H16年7月～8月)
- ・ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR。(H16年6月16日(水))
- ・近畿ゆめ通信(メールマガジン)により、各市町村等へ配信(H16年6月)
- ・「水の使い方を考えるシンポジウム」の実施(H16年8月29日(日))
- ・新聞への広告(毎日新聞 H16年9月19日(日))
- ・ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の環境問題を考えるキャンペーン
(H16年9月～10月)

KBS京都とラジオ大阪によるラジオ同時生放送

「みんなの節水宣言」キャラバン

KBS京都テレビ「LIVE5」内 琵琶湖環境シリーズ

ホームページの開設

節水を呼びかけるラジオCM(KBS京都、ラジオ大阪)

シート	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>老朽化対策の実施 施設の信頼性向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>河川管理施設は河川管理の原点として、重視する必要がある、老朽化したものについては、適宜、補修・補強・更新を実施し信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をはかる必要がある。</p> <p>施設の老朽化対策は、新しい診断技術の研究・開発、保守点検マニュアルの改訂・整備、技術員のスキルアップのための研修などにより、信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をめざして、適宜、補修・補強・更新を実施するべきである。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【淀川部会】</p> <p>基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。</p> <p>淀川水系の河川管理施設について長期的使用・信頼性向上のため、順次点検・修繕・設備更新を行なうことは、充実した河川管理・河川事故防止の観点から必要である。また、これらの多くは1960年代から1980年代にかけて設置され、鉄扉が多く腐朽の進行が懸念される。南郷洗堰扉体のステンレス化もごく最近である。今後、30年間にわたって使用していくため、補修コストの縮減・信頼性の向上など代替方法について十分な調査・検討を行なって、老朽化対策を万漏なきよう計画・実施すべきである。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観、都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

多くの施設は、1960年代から1980年代に建設され、老朽化が進んでおり、その維持費が年々増加している。

河川整備の方針

老朽化施設の機能保全のため、計画的に対策を実施する。

その際、各施設の補修コストを勘案して、補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。

実施内容

淀川大堰および毛馬排水機場関連施設は、平成14年5月から設置している「淀川大堰補修計画策定検討委員会」において、老朽化対策等に関する調査・検討を行い、対策基本方針の策定を進めている。

実施(調査・検討)の経過

(1) 淀川大堰

1) 本体

CON 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・中性化、塩害による劣化 ・耐震力不足
-----------	--



補修 対策 検討	門柱部 : 断面修復 + 防錆処理 堰柱部 : 断面修復 + 電気防食
----------------	--

耐震 対策 検討	門柱部 : 鋼板接着工法 堰柱部 : 中間貫通 PC鋼棒工法
----------------	--



3号堰柱操作台の鉄筋腐食状況

「実施」の概要






維持管理

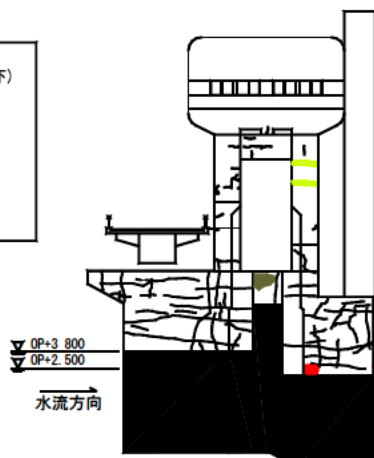
維持-4

河川管理施設の老朽化対策の実施(淀川大堰等関連施設)

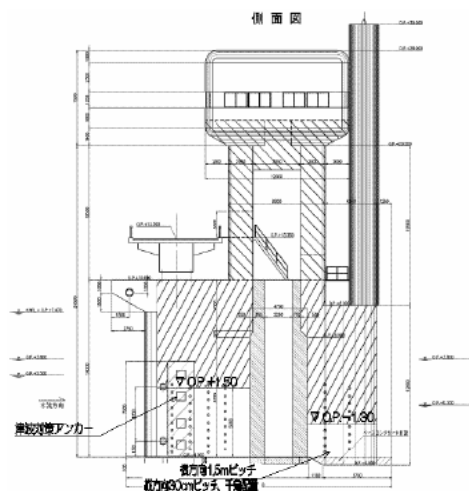
2/4

外観調査凡例

	ひびわれ (0.2mm程度以下)
	浮き (打診による)
	砂すじ
	補修跡
	外観調査未実施範囲




6号堰柱外観調査結果図



対策範囲図

凡例

 : 対策実施部

2)管理橋

CON 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・中性化、塩害による劣化 ・地震耐力不足
-----------	---



補修 対策 検討	上部工・A1橋台 :表面被覆工法 A2橋台 :電気防食
----------------	--------------------------------------

耐震 対策 検討	橋脚 :RC巻立て工法 落橋防止 (H14完了)
----------------	-----------------------------------



工事完了した落橋防止

3)機械・電気設備

調査	劣化状況等を調査
----	----------



機械 設備 対策 検討	各設備に対策の緊急度を設定し、補修整備計画を設定 ・ゲートの電気防食 (維持補修時に実施) ・流量調節ゲートの中間水密部の更新 等
----------------------	---

電気 設備 対策 検討	<ul style="list-style-type: none"> ・配線ケーブルの整理削減及び二重化 (H15完了) ・ゲートの遠方操作性改善 ・その他の設備は、従来の定期点検により、延命化を図る
----------------------	---

「実施」の概要

維持管理

維持 - 4

河川管理施設の老朽化対策の実施(淀川大堰等関連施設)

3/4

(2)毛馬排水機場

1)本体(機場下部)



3号水路仕切壁の
アルカリ骨材反応による劣化状況



排水庭(淀川側)頂版下面の
進行性ひび割れ

CON 等 調査	・中性化・塩害・アルカリ骨材反応による劣化 ・地震耐力不足
----------------	----------------------------------



補修 対策 検討	ひびわれ補修+表面被覆
----------------	-------------



調査 検討 継続	・特殊な環境にある水路部について、表面被覆材の試験施工を行い、材料を選定する ・水路部の調査を継続し、その結果を反映し、全ての部位の補修対策方針を検討する
----------------	--



耐震 検討 継続	部材劣化の反映や新たな解析手法・指針による耐震検討(レベル2)を継続する
----------------	--------------------------------------

「実施」の概要

維持管理

維持 - 4

河川管理施設の老朽化対策の実施(淀川大堰等関連施設)

4/4

2)機场上屋



大川側外壁のひび割れ

CON 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・中性化・乾燥収縮による劣化 ・水平剛性が低く、改善
-----------	---



補修 対策 検討	補修対策を設定 ひびわれ : 樹脂注入工法 外壁 : 弾性吹付材 内壁 : 塗布浸透型 防錆材	耐震 対策 検討	耐震対策を設定 壁補強 : 耐震壁の新設 柱補強 : 炭素繊維巻補 強
----------------	--	----------------	--



工事完了した外壁

検討を行った補修・耐震対策に基づき、平成15年度から工事に着手し、平成16年度に完了する予定である。

3)機械・電気設備

調査	劣化状況等を調査
----	----------



機械 設備 対策 検討	各設備に対策の緊急度を設定し、補修整備計画を設定 ・ポンプハブカバーの改良 ・水路切替ゲートの補修・点検設備の設置 等	電気 設備 対策 検討	・特高引込開閉所の嵩上げによる浸水対策 ・特高引込ケーブルの更新 (従来の劣化診断で判定) ・高圧配電系統の二重化
----------------------	---	----------------------	--



検討 継続	排水機場の、現状の排水機場能力(浄化・排水)の必要性・見直しについての調整結果を踏まえ、機械電気設備の更新等について、検討を継続する。
----------	---

シート	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 旧毛馬閘門及び洗堰 三栖閘門及び洗堰 南郷洗堰</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>歴史・文化的価値のある施設の保全は、河川や河川行政についての理解を深めるために大変意義があり、積極的に推進する必要がある。</p> <p>歴史・文化的価値のある施設の保存、公開を通じて近代河川事業のあゆみを後世につたえる事業は河川や河川行政について理解を深めるために大変意義があり推進するべきである。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 旧毛馬閘門及び洗堰 三栖閘門及び洗堰 南郷洗堰 その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。 事業の数量・諸元等 施設の点検整備及び維持修繕</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【淀川部会】</p> <p>基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。</p> <p>維持・修理・保全にあたって、地域の人々が参加して管理者と景観・周辺整備や利用について協議・協働するしくみや場を設けることが望ましい。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

河川の管理施設の機能を確保するため、日常から、河川管理施設の操作・巡視点検を実施し、非常時においても速やかな復旧並びに維持補修対策を実施している。

河川整備の方針

歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民と連携して保存し、後世に伝承する。

実施内容

旧毛馬閘門は、新淀川の開削に伴って、明治40年、同43年に築造された歴史のある建造物である。今般、公園事業の一環として修復を行った。今後、一般開放を行う。

(老朽化したゲート施設等の補修、園路、階段及防護策等の設置。)

事業の数量・諸元等

ゲート設備補修	1式
園路広場整備	L = 212m
管理施設整備	1式
植栽工等	1式

「実施」の概要

維持管理

維持-5

歴史・文化的価値のある施設の保全(旧毛馬閘門及び洗堰)

2/2

●位置図

S47.4 淀川大堰着工前の状況



シート	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。</p> <p>まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>「河川レンジャー(仮称)」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。</p> <p>提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー(仮称)」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。</p> <p>「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。</p> <p>「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター(仮称)」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議(仮称)」の設置を検討することが望まれる。</p> <p>「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。</p> <p>まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。</p> <p>また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。</p>			

< 事業進捗報告への意見 >

【琵琶湖部会】

いわゆる「河川レンジャー」については、「意見書」にもあるが、その地域に根ざしたものが必要であり、単にボランティアを募集するようなものではない。したがって多くの場所において、それぞれの地域に最も相応しい取り組みを、試行的に探る必要がある。そのためには、国土交通省の関連施設である資料館だけではなく、地域公民館なども活用して行うことが必要である。

なおこれは、直轄地域に限られてはならない。

またこの他、河川に係わる「環境学習等の文化活動や動植物の保護活動……」を担うことのできる人材を発掘・育成する方法や、レンジャー相互の連携と役割の強化についても、早急に検討されたい。

【淀川部会】

淀川河川事務所が平成 15 年 9 月に宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会を設置し、「河川レンジャー」実現に鋭意取り組まれたことを高く評価する。懇談会の委員の意見をもとに、現場での活動から得られた成果をフィードバックしつつ「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）」が作られた。同案には河川レンジャーの役割、構成、活動範囲、任命基準、活動内容、定員、任期、報酬、事故発生時の責任、この制度を円滑に整合性をもって運営するためのつぎのような仕組みなどが提案された。

- (1) 淀川管内河川レンジャー検討懇談会～管内各河川の河川レンジャー運営会議からのからの報告・提案を受け提言を行う公開の諮問機関。
- (2) 河川レンジャー運営会議～管内各河川における河川レンジャーの運営のための討議、意思決定の場。
- (3) 河川レンジャー会議～管内各河川の河川レンジャーの情報交換、意見交換の場。

また、管内各出張所に順次河川レンジャーを設置して行くためのスケジュールについても言及され、実現に向けた具体案をが示したことは適切である。

これらの試行は、河川レンジャーの実現に向けて着手したばかりの現時点で考えられる大方のことを想定しており、いずれも評価できる。しかし、今後の河川整備や河川管理に関して、住民と行政の間に介在し、両者の考え方や立場をよく理解してコーディネーター（調整者・仲介者・対話促進リーダーなど）の役割を担うとともに、河川に関する知識や情報の伝達、普及を図り、さらに不法投棄・河川利用・水難防止・災害による被害の回避・軽減など広い範疇の役割を担う河川レンジャーを地域に根付かせるためには、次に挙げるような、乗り越えるべき多くの課題が存在する。

今後の課題

河川レンジャーに相応しい人材を発掘する手法の開発。

- ・河川の特長、自然体験活動などの知識・経験を有する人
- ・総合的判断能力・統率能力があり、熱意と責任をもって業務に精励する人
- ・中立的緊張感をもって行政に臨むことができる人（行政の代弁人ではない）

河川レンジャーの権限の明確化

河川レンジャーの待遇

他地域のレンジャーとの整合性ある取り組みの実施

・交流・情報交換

進化・システム開発

・スキルアップ・研修～座学・視察見学

行政との関係

・行政担当者の転勤

行政から河川レンジャーへの河川行政情報の提供システム

河川管理者は、住民参加推進のための取り組みの一貫として、自由な発想とゆとりある対処、今後一層の努力とその継続により、これまでの行政主導による河川整備や河川管理から住民やNPOとの共働による河川整備・河川管理へと転換するためにこの制度を育成・活用されるよう期待する。

【猪名川部会】

活動の結果が提言の趣旨に沿ったものなのか、また活動内容がこれでよいのか検証するためにも、河川レンジャーの活動の目標・役割などを明確にする必要がある。

なお、河川レンジャー準備会設置においては、河川管理者は基礎案における住民との連携、意見聴衆などの項目を洗い出し、河川レンジャーに求める役割、項目を明らかにした上で、仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求められたい。

シート	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <p>水難事故防止協議会(仮称)を設置 パンフレット等の作成・配布(継続実施) 川の安全利用に関する講座や学習活動(継続実施) 河川における安全利用点検(継続実施) 既存情報掲示板の活用 看板の設置 HPによる危険箇所等の情報提供 インターネットやiモードによる水文情報提供</p>			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>水難事故防止対策の継続的検討、対策の実施、協議会の設置は推進する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・水難事故の事例分析を行い今後の対策の基礎とすること。 ・垂直護岸の安全対策の検討など河川構造や管理のあり方の研究が必要である。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
維持-18	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。</p> <p>事業の数量・諸元等</p> <p>水難事故防止協議会(仮称)を設置 パンフレット等の作成・配布(継続実施) 川の安全利用に関する講座や学習活動(継続実施) 河川における安全利用点検(継続実施) 既存情報掲示板の活用 看板の設置 HPによる危険箇所等の情報提供 インターネットやiモードによる水文情報提供</p>			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【淀川部会】</p> <p>水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、学校教育・高齢者福祉行政等との連携の枠組みの中で実施できるのではないかと考える。</p> <p>水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信または判断の誤り、危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、河川レンジャーや水害につよい地域づくり協議会などの活用によって、普段から住民相互が河川の特性、気象などについて学び、語り合う機会や場を設け理解を深めることが重要である。</p> <p>水難事故防止協議会の設置については、上記の各施策・制度等の併用や連携について十分検討することが必要である。また、名称については、「河川安全利用推進協議会」が望ましい。河川改修や河川施設の整備にあたっては、過去の水難事故の発生原因の調査・検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの危険性評価に関する知見の蓄積と技術向上が重要である。</p>			

基礎案での記述

●現状の課題

住民の参加等による新しい河川管理の推進や、河川利用者の安全性向上を図ることが求められている。

●河川整備の方針

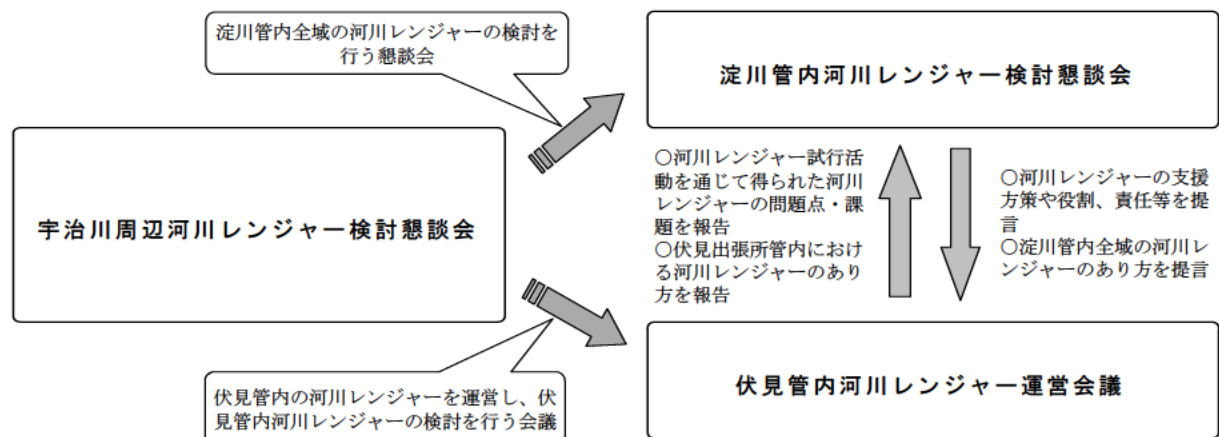
今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民との間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー(仮称))の役割も期待される。

また、安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川利用及び安全確保のあり方に関する情報の提供と啓発を関係機関、住民団体の協力を得て行うため、河川レンジャーとしてどのように取り組んでいくか対応方法についても検討し、その役割として位置づけていく。

調査・検討①

(1) 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会

平成15年9月から設置している宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会は、今後、次に示す「淀川河川事務所管内における河川レンジャーの展開」に基づき河川レンジャーの検討を進めるため、第4回懇談会をもって、以下のとおりに改組し、第一回淀川管内河川レンジャー検討懇談会を平成17年2月28日に開催した。



「調査・検討」の概要

河川整備計画策定・推進

計画 - 1・維持 - 18

河川レンジャー・安全利用のための対策

2/4

調査・検討

淀川河川事務所管内における河川レンジャーの展開

平成16年以降は、淀川河川事務所の全出張所において、地域の特性に応じた河川レンジャーの検討を進め、その検討結果を集約した淀川管内全域における河川レンジャーについて検討を進める。

検討は、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会で提案した「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）」（以下、「運営要領（案）」という。）に基づいて進め、河川レンジャー試行活動から得られた成果から河川レンジャー制度の具現化を図る。

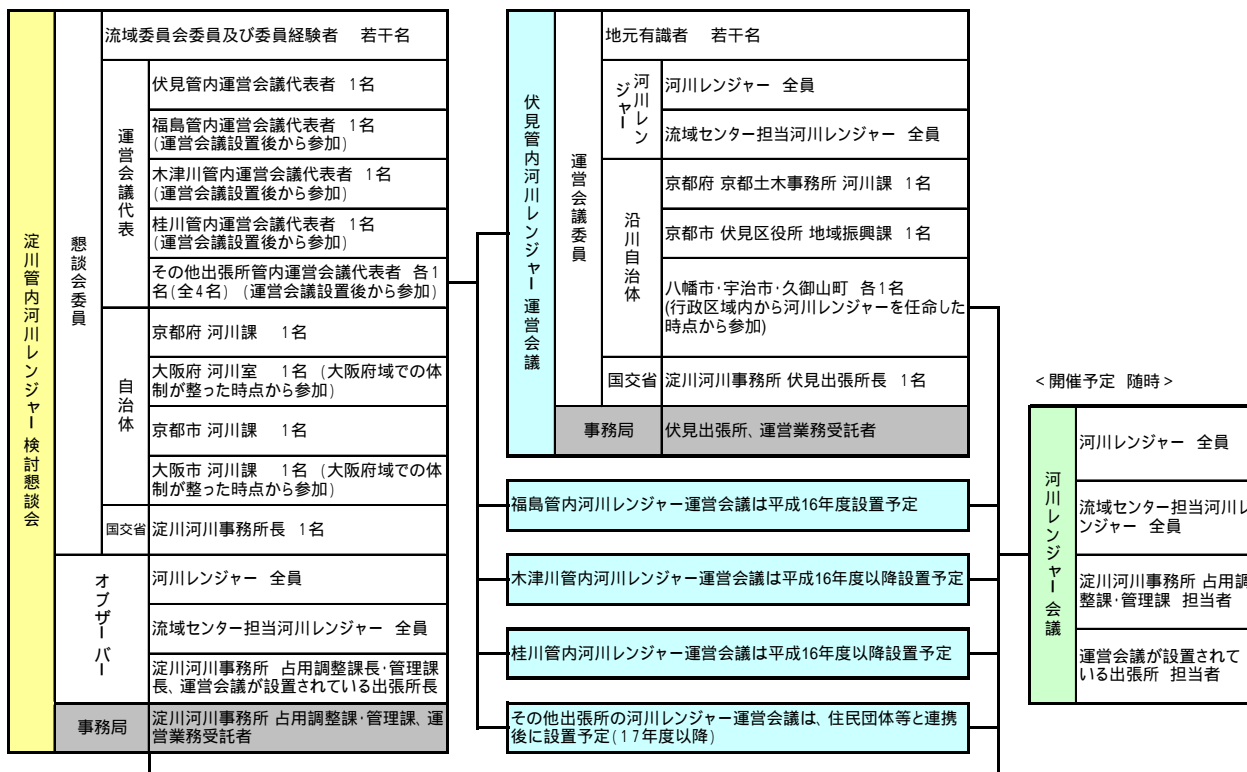
なお、運営要領（案）は、同懇談会での意見を踏まえた修正を加えており、現在、とりまとめを行っている段階である。

(1) 運営要領（案）の主な内容

運営要領（案）は、淀川河川事務所管内で活動する河川レンジャーの枠組みを規定し、その河川レンジャーを運営するため、以下の機構図に示した「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」「河川レンジャー運営会議」「河川レンジャー会議」を組織することを規定している。

<開催予定 2回以上/年>

<開催予定 2回以上/年>



淀川管内河川レンジャー機構図

「調査・検討」の概要

河川整備計画策定・推進

計画 - 1・維持 - 18

河川レンジャー・安全利用のための対策

3/4

1) 淀川管内河川レンジャー

淀川管内河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、防災を推進する活動、河川に係わる文化活動、河川環境・動植物の保全活動、不法投棄の状況把握、河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲での河川管理上の役割を担うものと規定している。

< 河川レンジャーの構成・活動範囲 >

淀川管内河川レンジャーは河川レンジャーと流域センター担当河川レンジャーで構成する。

河川レンジャーは個人または団体とし、各出張所に設置する河川レンジャー運営会議が管轄する区域を活動範囲とする。

流域センター担当河川レンジャーは個人とし、各出張所に必ず配置し、淀川管内全域を活動範囲とする。

< 河川レンジャーの任命基準 >

河川レンジャーは、以下の条件を満たしている者から任命する。

河川レンジャーが個人である場合は、満18歳以上の者であること。

河川レンジャーが団体である場合は、満18歳以上の者によって構成される団体であること。

地域固有の情報や知識に精通している者または団体であること。

有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまない者または団体であること。

また、河川レンジャーは、以上の条件を満たしているほか、以下に示す知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。

解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)

コーディネートに関する知識と技術

緊急時対応に関する知識

危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識

環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験

地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験

郷土史への精通

豊富な川や水に関する知識や実務経験

川の指導者(初・中・上級)としての経験

自然観察指導員の資格

救急・救命法受講の経験

< 河川レンジャーの活動内容 >

河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基礎案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、以下の活動を行う。

防災・救援・救難の推進を図る活動

自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進

河川の環境保全を図る活動

イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進

ロ 河川環境のモニタリング

ハ 水質改善のための啓発活動

「調査・検討」の概要

河川整備計画策定・推進

計画 - 1・維持 - 18

河川レンジャー・安全利用のための対策

4/4

河川の適正な利用の推進を図る活動

イ 河川利用者への安全指導

ロ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習

節水意識の普及・啓発活動

日常的な河川管理活動

河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進

河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動

川づくり・まちづくりへの参画・支援活動

川の人材を育成する活動

河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

<その他>

定員、任期、報酬、事故の責任等を規定している。

2) 淀川管内河川レンジャー検討懇談会

淀川管内河川レンジャー検討懇談会は、各河川レンジャー運営会議からの報告及び提案を受けた事項について討議を行い、以下の事項を提言する。また、同懇談会は、原則として公開で行う。第一回淀川管内河川レンジャー検討懇談会を平成17年2月28日に開催した。

運営要領(案)の検討

淀川管内全域の河川レンジャーのあり方

河川レンジャーの役割・責任・権限等

河川管理者の役割・責任等

関係機関の支援方策等

3) 河川レンジャー運営会議

河川レンジャー運営会議は、各出張所に設置し、所属する河川レンジャーの運営のため、以下の事項について討議し、決定する。現在、伏見・福島出張所で運営会議が立ち上がった。

河川レンジャーに対する助言・意見・支援

河川レンジャーの審議・推薦・任命・解任

検討懇談会への報告・提案内容

地域別河川レンジャーのあり方

4) 河川レンジャー会議

淀川管内河川レンジャーとしてふさわしい活動を推進するため、河川レンジャー同士で活動内容の確認や活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換を行う。

(2) 河川レンジャーリーフレット

淀川管内全域で試行する河川レンジャーについて、より多くの方々に認知して頂き、河川レンジャーの共通認識を持って頂くため、リーフレットを、沿川市町に配布し、河川レンジャーの認識を広めているところである。また、リーフレットの配布によって河川レンジャーに成りたいとの希望も寄せられている。

シート	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川流域
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。</p> <p>検討・実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用) 3)地域で守る(街づくり、地域整備) 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>早急に「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。</p> <p>事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。 ・上記協議会を設置し、防災機関(組織)と住民(個人)の連携の強化をはかる。 ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。 ・情報公開 ・既存組織との連携 			
シート	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川流域
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。</p> <p>検討・実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用) 3)地域で守る(街づくり、地域整備) 			
<p><進捗状況 詳細報告> 調査・検討</p> <p>実施内容</p> <p>大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言を頂きながら、琵琶湖沿岸及び野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について、直轄河川の管理者であり瀬田川洗堰の操作により琵琶湖の水位管理を行っている琵琶湖河川事務所と、琵琶湖を管理する滋賀県が共同で協議会を設立(平成16年8月3日)。</p> <p>設置のイメージと流れ(略)</p> <p>進捗状況(略)</p>			
<p><事業進捗報告への意見></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。</p> <p>「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者+行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。</p> <p>また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに理解して貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」など</p>			

において、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによる洪水防御や堤防の安全性を過信していると思われることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

〔淀川部会〕

「水害に強い地域づくり協議会」の考え方は、当委員会が意見書においてその設置の必要性とその組織の中味の早期検討を提案したものであるが、河川管理者はこの提案を参考に、16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)において、9月には木津川左岸地区(2市2町)において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組みました。このことは、淀川水系流域委員会(以下、委員会と言う)が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、関連自治体と共同で協議会を設立したことは河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジは取りあえず評価される。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているといえるのではないかと考えられる。

しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。

「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うとき」に、まず人命(特に災害弱者)だけを優先的に避難・救助できる実際的かつ機能的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。

これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実状を実感してもらうための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から(河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ)一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。

また、「住民会議」は大きな組織で画一的に行うのではなく、小さな単位で、地域の住民が参加しやすく、身近な学習会のような形で積み重ねることにより、一人でも多くの地域住民が関心を持つことができるようにする工夫も必要である。

〔猪名川部会〕

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

基礎案での記述

現状の課題

現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない。このように築かれてきた堤防の高さは、淀川本川の下流部などでは10mにも達しており、その直近にまで多くの家屋が建てられ、資産が集中している。破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受けることとなる。

河川整備の方針

狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させるため、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況を踏まえて実施の判断を行う。以上を基本方針とした上で、破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。

調査・検討

実施内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会」を設置し、関係者が連携して下記の項目について検討・実施する。

- ・自分で守る(情報伝達・避難体制)
- ・みんなで守る(水防活動)
- ・地域で守る(街づくり・地域整備)

協議会は地区毎とし、これまでに、下記のとおり首長会議及び行政WGとして開催した。

- ・木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)において水害に強い地域づくり協議会として第1回首長会議をH16.1.21に開催。協議会についての認識の意見交換。
- ・木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)において第1回行政WGをH16.4.20に開催。防災担当者による地域の現状と課題の意見交換。
- ・木津川左岸地区(2市2町)における水害に強い地域づくり協議会の第1回首長会議と第1回行政WGの合同会議をH16.9.24に開催。地域の現状と課題を意見交換。
- ・桂川地区において水害に強い地域づくり協議会の第1回首長会議と第1回行政WGの合同会議をH17.1.31に開催。地域の現状と課題の意見交換を行い、今後の進め方について確認。

「調査・検討」の概要

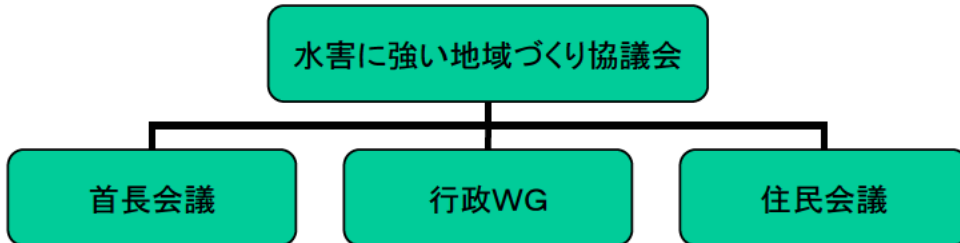
治水・防災

治水ー1

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

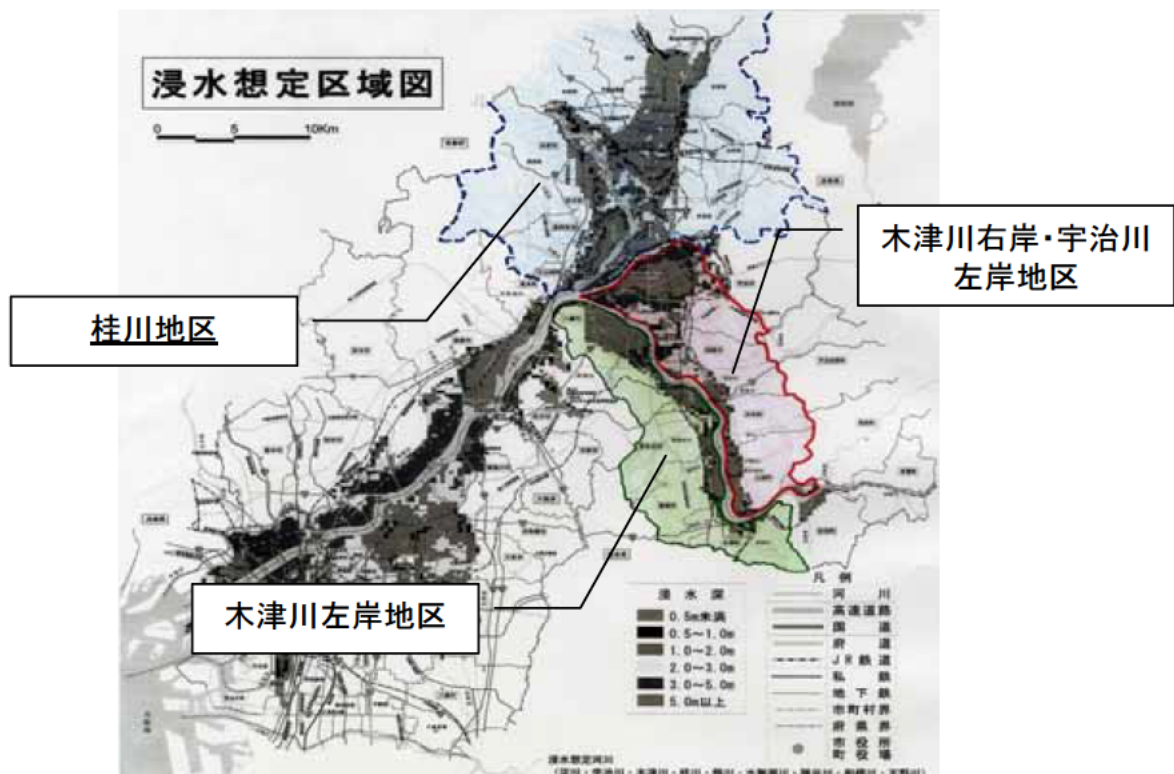
2/6

水害に強い地域づくり協議会のイメージ



← 適時、種々連携しながらできることから実施していく。 →

- 1) 木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)
(加茂町、山城町、井手町、城陽市、久御山町、八幡市、宇治市、京都市)
- 2) 木津川左岸地区(2市2町)
(八幡市、京田辺市、木津町、精華町)
- 3) 桂川地区(3市1町)
(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町)



【平成17年4月11日時点】

「調査・検討」の概要

治水・防災

治水 - 1

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

3/6

会議での議論

首長会議(木津川右岸・宇治川左岸地区)での主な発言

- ・近年は大きな洪水もなく、洪水を知らない新しい住民が多くいる。(下流の市町)
- ・振興住宅は高台にあり、むしろ古くからの住民の方が水防に関心がなく、高い堤防が安心だと思っている。(上流市町)
- ・ハザードマップを全戸配布したが、住民からの反応がない。
- ・木津川の堤防が切れることは住民も行政も思っていない。

行政WG(木津川右岸・宇治川左岸地区)での主な発言

- ・洪水の経験がない住民がほとんどである。
- ・堤防は切れないと思っており、水害が起こった時の状況が想像できない。
- ・ハザードマップを配布したが、住民からの反応が伝わってこない。
- ・自主防災組織は役員に多大の負担がかかり存続が難しい。
- ・自主防災組織の役員によって組織間に熱意の差がある。

首長・行政WG合同会議(木津川左岸地区)での主な発言

- ・福井水害で意識は高くなったが、木津川の堤防が切れるとは思っていない。
- ・自主防災組織と災害弱者の対策が急務である。
- ・住民にいかに情報を提供できるかが課題である。
- ・地域コミュニティと自主防災組織をいかに結びつけていくかが大切である。
- ・これからは土のうを積む訓練よりも、まず避難をする訓練が大切である。

首長・行政WG合同会議(桂川地区)での主な発言

- ・広域的な連携による情報収集・対応が必要である。
- ・避難勧告・指示等の言葉の意味が一般の方に理解されにくい。

協議会展開上の課題

- ・水害に対する考え方や取り組みが市町によってかなり差がある。
- ・広域な連携を図る上での具体的な形態が見えない。

これからの取り組み

市町の防災に対する具体的な取り組み

- ・洪水実績の浸水深の表示。
- ・ハザードマップの作成を推進。
- ・自主防災組織の充実。
- ・情報伝達体制(防災無線等)の完備。

協議会での取り組み

- ・情報提供・共有のための光ファイバー網の整備及び接続。
- ・自主防災組織や水防関係者等による住民代表者会議の開催。
- ・有識者等を招いた講演会や現地視察(巨椋池跡地周辺)を通して防災担当者の意識の高揚化を図る。
- ・福井豪雨災害を教訓とした勉強会を実施。(被災地の見学や生の体験談を聞く)
- ・今後、他の地区においても順次実施を検討していく。

「調査・検討」の概要

治水・防災

治水-1

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

4/6

新潟・福島豪雨、福井豪雨災害等を教訓として・・・

●降雨の概要

- ・想定を超えた降雨

新潟・福島豪雨:総雨量431mm

福井豪雨 :総雨量285mm

- ・既往最大の洪水を上回る流量

新潟・福島豪雨

・・・S53.6に記録した2,250m³/sを上回る2,270m³/sを記録

- ・短時間に集中した豪雨



●新聞報道に見られる課題と教訓

・ハザードマップ

作成自治体が少ない

→早期の作成、周知

淀川河川事務所管内における
ハザードマップ作成状況
(平成17年2月現在)

市区町村	公表年月日
寝屋川市	平成 8年 7月
高槻市	平成10年 9月
枚方市	平成13年 3月
向日市	平成15年 2月
島本町	平成15年 5月
宇治市	平成15年 7月
久御山町	平成15年 9月
城陽市	平成15年10月
八幡市	平成15年12月
京田辺市	平成16年 6月
京都市	平成16年 8月
加茂町	平成16年 9月
長岡京市	平成17年 1月

※京都市においてはH17.3月に区単位で作成



【平成17年4月11日時点】

「調査・検討」の概要

治水・防災

治水-1

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

5/6

●新聞報道に見られる課題と教訓

・避難勧告の周知

住民に届かない

→情報伝達手法の確認、見直しが急務



・インフラ頼み

携帯電話は不通に

→連絡系統と方法の再確認



・局地的集中豪雨

全国的に増加、淀川流域も例外ではない

→局地的集中豪雨に対応した情報収集・連絡体制の確立

・災害復旧支援

被災後の復旧は多大な労力が必要

→他市町を含む広域的応援体制の確立
広域地域防災計画の作成



「調査・検討」の概要

治水・防災

治水-1

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

6/6

●新聞報道に見られる課題と教訓

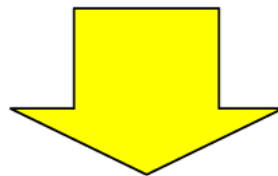
・堤防は切れる

堤防神話からの脱却

→淀川では、堤防危険度マップ、浸水想定区域図を公表済みだが、周知が課題

「まさか、淀川は決壊しない」から

「もし、淀川が決壊したら」へ認識を転換

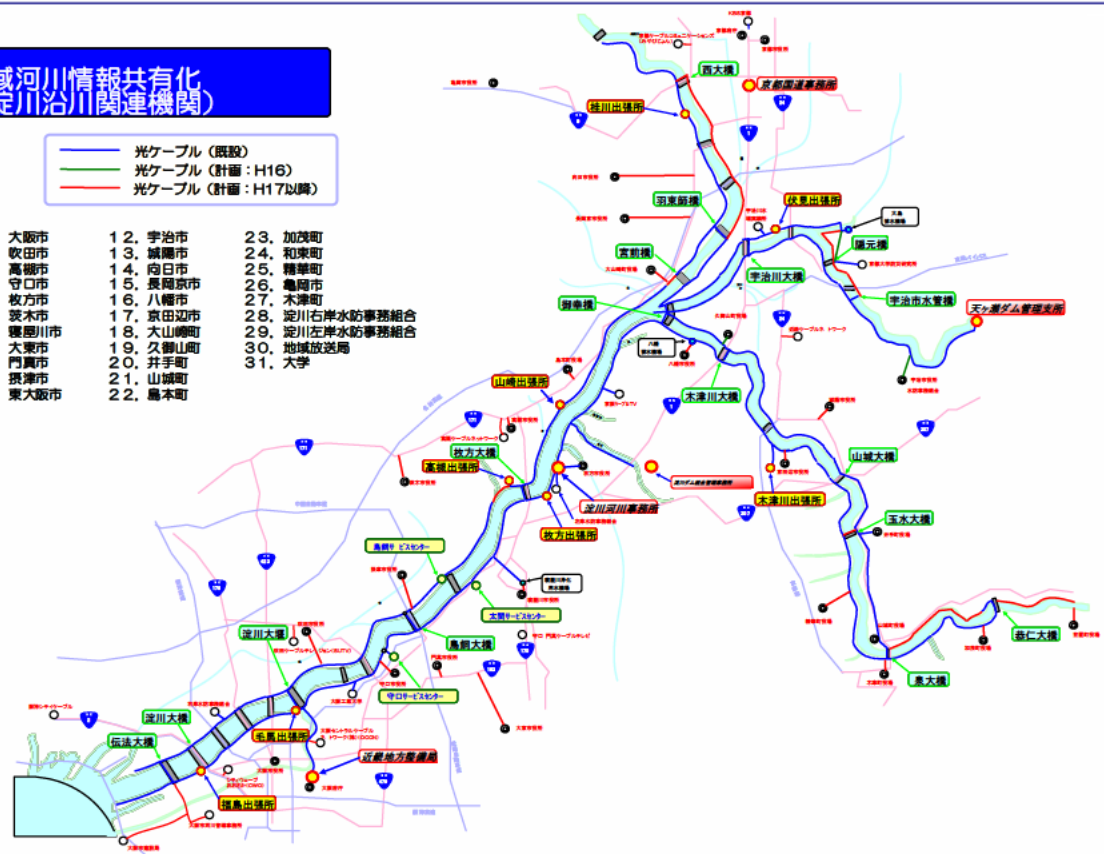


これらの課題をふまえ、協議会において議論していく

●淀川管内における光ファイバーの整備状況

地域河川情報共有化 (淀川沿川関連機関)

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1. 大阪市 | 12. 宇治市 | 23. 加茂町 |
| 2. 吹田市 | 13. 城陽市 | 24. 和東町 |
| 3. 高槻市 | 14. 向日市 | 25. 精華町 |
| 4. 守口市 | 15. 長岡京市 | 26. 亀岡市 |
| 5. 枚方市 | 16. 八幡市 | 27. 木津町 |
| 6. 茨木市 | 17. 京田辺市 | 28. 淀川右岸水防事務組合 |
| 7. 寝屋川市 | 18. 大山崎町 | 29. 淀川左岸水防事務組合 |
| 8. 大東市 | 19. 久御山町 | 30. 地域放送局 |
| 9. 門真市 | 20. 井手町 | 31. 大学 |
| 10. 摂津市 | 21. 山城町 | |
| 11. 東大阪市 | 22. 島本町 | |



【平成17年4月11日時点】

シート	章項目	事業名	河川名
環境-26	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象魚種の選定 ・魚道での対策施設の検討 <ul style="list-style-type: none"> 効果 施設配置 ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>ダムにおける魚類の遡上・降下が可能な魚道の設置については、慎重な検討が必要である。既設の堤高の高いダム(ハイダム)における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な費用を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先するべきである。流域全体を視野に入れ、ダムが引き起こす不連続による影響と魚道設置の費用と効果等も勘案し、場合によっては魚道設置を断念することも視野に入れたうえで検討されたい。</p> <p>また、青野ダム(兵庫県武庫川水系)のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の収集・蓄積と検討も進めて頂きたい。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-27	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象魚種の選定 ・魚道での対策施設の検討 <ul style="list-style-type: none"> 効果 施設配置 ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>「整備計画進捗状況報告」においては、「瀬田川洗堰における魚道の必要性を検討中」とのみある。どのように何を検討しているのかが示されなければ、「整備計画進捗状況報告」にはならない。少なくとも天ヶ瀬ダムの場合のように示し、現在までのその検討結果を明示しなければならない。</p> <p>このとき魚道の必要性を検討する以前に、魚道設置に伴う生態系の攪乱が予想されることに鑑み、魚道をつくることの可否について十分な検討が必要であることは言うまでもない。</p> <p>また、琵琶湖とそれに流入する河川を含め、直轄でない河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入られたい。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>ダムに関する検討は今後の最大対応課題である。影響調査は、水質面および生息・生育生物面での連続性欠除要素についての確認調査の両者を、早急に同時実施することが必須条件である。まず、ダム直下およびダム上流の流入河川の連続性の検討と、ダム湖における高度な水質浄化システムの導入検討と同時に、ダム下流への流砂泥流下の復元・再生の対策検討が必要である。ハイダムによる魚類等生物の遡上・降下の遮断を解消・再生することは最大の重要課題であり、「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委</p>			

員会」の設置による取り組みは評価でき、その成果が待たれる。ダムへの魚道は、技術には、一部は閘門式で対応可能であろうが、落差高のある場合はリフトあるいはエレベータ式魚道で対応せざるをえず、コスト的には魚槽トラックでダム下流への運搬に頼らざるをえない場合も視野に入れて検討するべきである。なお、上記の方策検討には、魚道工学・水産経済学の専門家を加えた検討会議が望まれる。

基礎案での記述

現状の課題

縦断方向(山～湖・川～海)にはダム・堰等の河川横断工作物により不連続になっているところがある。

河川整備の方針

縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の撤去(堰・落差工)や改良方法を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早期に実施し、新築や大規模な改築にあたってはその構造を検討する。

調査・検討

・天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委員会(学識経験者4名)を設立し、技術的視点からの助言を受けつつ検討を進めた。

【第一回委員会】(平成16年5月31日) ・委員会規約、委員長の選出、スケジュール ・魚類等の遡上・降下に及ぼす影響について検討	【第四回委員会】(平成16年12月13日) ・第3回委員会の指摘と対応 ・既往検討のまとめ ・遡上・降下に対する影響の評価 ・改善策の検討 ・改善策を実施した場合の問題点
【第二回委員会】(平成16年7月5日) ・第1回委員会の指摘と対応 ・魚類等への影響評価及び対策の必要性について	【第五回委員会】(平成17年2月2日) ・第4回委員会の指摘と対応 ・平成16年度委員会報告書の確認 ・平成17年度以降の継続検討について
【第三回委員会】(平成16年10月4日) ・第2回委員会の指摘と対応 ・魚類等への影響評価及び対策の必要性について ・改善策の方針の検討	

調査・検討

平成16年度検討結果は次のようにまとめられる。

- ・魚類等の遡上・降下を促進するためのなんらかの改善策を実施する必要性を示した。
- ・「将来においてあるべき河川の姿」と「今後20～30年間にすべき事項」のふたつの目標を整理した。
- ・改善策の具体的な整備にあたっての魚道の形式、設置位置等の方向性を示した。
- ・改善策を実施する上での問題点として、地形条件の克服、琵琶湖生態系への配慮、淀川流域全体を視野に入れた検討、合意形成、十分な管理体制を挙げた。
- ・今年度の課題解決のため、平成17年度以降、検討を継続する必要性を示した。

「調査・検討」の概要

環境

環境-27

魚類等の遡上・効果が可能な方策を検討(天ヶ瀬ダム)

2/2

委員会検討のフロー

第1回検討委員会(平成16年5月31日)

- ・委員会規約
- ・委員長の選出
- ・委員会のスケジュールについて
- ・天ヶ瀬ダムによる魚類等の遡上・降下に及ぼす影響検討

第2回検討委員会(平成16年7月5日)

- ・天ヶ瀬ダムによる魚類等への影響評価及び対策の必要性検討

第3回検討委員会(平成16年10月4日)

- ・魚類等への遡上・降下に対する改善策の必要性の検討
- ・改善策の方針の検討

第4回検討委員会(平成16年12月13日)

- ・既往検討のまとめ
- ・遡上・降下に対する影響の評価
- ・改善策の検討
- ・改善策を実施した場合の問題点

第5回検討委員会(平成17年2月2日)

- ・平成16年度委員会報告書の確認
- ・平成17年度以降の継続検討について

第6回検討委員会(予定)

- ・交雑及び遡上降下改善策の検討
- ・現地調査の実施
- ・ワーキングの開催

シート	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施(淀川大堰)	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。</p> <p>淀川大堰</p> <p>試行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春季～夏季(5月～6月)にかけて水位を低下させて維持する。 ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。 ・操作時の環境モニタリング調査 (水質・底質・魚介類等) 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>水位操作の試行(淀川大堰)は、継続的な実施への移行が必要である。</p> <p>劣化した城北ワンド群の水質改善のための水位操作は、既に2年間試行されているが、これまでの成果と反省点を明確にし、継続的な実施が望まれる。</p> <p>なお、以下の事項についても早急に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川の維持流量の見直し ・淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量や、アユ等の遡上を促すための自然流況に近い放流などを行うための堰の操作方式 			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施(淀川大堰)	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。</p> <p>淀川大堰</p> <p>試行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春季～夏季(5月～6月)にかけて水位を低下させて維持する。 ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。 ・操作時の環境モニタリング調査 (水質・底質・魚介類等) 			
<p><事業進捗報告への意見></p> <p>【淀川部会】</p> <p>本調査は今後も継続して実施する必要がある。これまでの試行によって、コイ・フナの産卵行動が確認できたことは有意義であった。しかし、これらのワンド内の水環境は水位の操作のみで保たれるのではなく、それぞれの水位に伴う流れ - 攪乱 - がないと保たれないのではないかという懸念がある。水が滞留すると、ほぼ数年で陸化して植生の侵入が始まること、水質や底質の改善効果が逆行し元の状態に戻ることが認められている。この点で、新たな調査項目として、水位の操作と共に定期的な流れを起こさせることを提案したい。また、環境モニタリングは操作時のみではなく、各季節を通じて実施して、産卵行動につづく稚魚の確認にまで継続すべきである。さらに、イタセンパラの増殖に不可欠なイシガイ・ドブガイなどの二枚貝の消長をも併せて追跡すべきである。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

淀川大堰上流部における水域では、平常時水位が高めに安定していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。

河川整備の方針

河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、治水への影響や水需要の抑制を踏まえた利水への影響を考慮した上で、河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討するとともに、新たな施設による容量確保を検討する。

調査・検討

・湛水域ワンドにおいて魚類の産卵行動を促すため春季から夏季の平常時に、水位変動操作を試行。

・調査項目

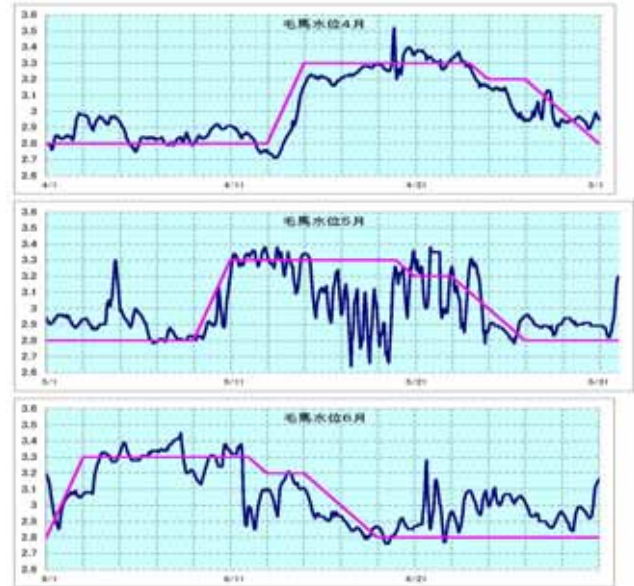
- ・魚類捕獲調査(浅いワンドに出入りする魚類を、地曳網及び定置網で調査)
- ・はたき行動計数調査(産卵時に魚類が水面をはたく行動を2時間おきに15分間計数)

調査・検討

・イタセンパラ増殖に試行調査が寄与すると言えるような調査結果が未だ得られておらず、調査項目・方法等検討を要する。

水位操作の試行期間中の毛馬水位グラフ

- ・赤線 - が計画水位
- ・青線 - が実績水位



水位操作試行時の実験ワンド状況写真



水位上昇前(H16.4/14 15:38)
OP+2.78

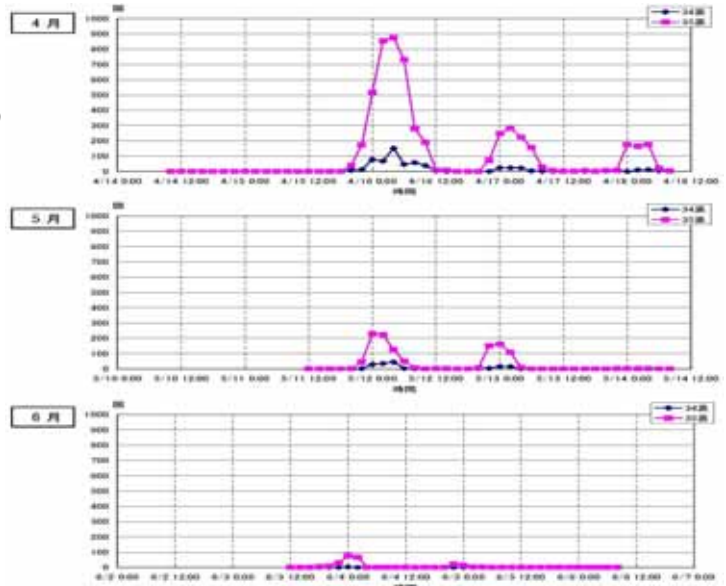


水位上昇後(H16.4/17 16:16)
OP+3.11

水位操作試行時の魚類の行動

- ・確認した項目
- ・水位上昇後、わんど内へのコイ類の進入行動。
- ・わんど内へ進入後の産卵行動。
- ・産卵行動は深夜0時～4時が活発。

(グラフは、ワンドに進入した魚類のはたき行動の回数を、2時間おきに15分間計数したもの)



シート	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。</p> <p>淀川大堰</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査の実施、及び維持流量の検討 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>淀川大堰における河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。</p> <p>大川(旧淀川)等の環境を考慮しながら常時放流を検討することは緊急の課題であり、干潟の復活を含めて、早期の調査・実施が望まれる。また、神崎川の水質・底質を改善するための淀川からの送水量は、大川(旧淀川)への送水量とのバランスを考慮して見直すことが重要である。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。</p> <p>淀川大堰</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査の実施 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>既存の各ダムあるいは堰について、その下流における河川環境上必要な水量を検討することは、一面で問題はあるものの、他面では必要なことである。「提言」および「意見書」の主旨を汲み取り、琵琶湖に流入する河川について、直轄かどうかを問わず、検討を進める必要がある。</p> <p>また、必要な水量として、流量の下限値のみを対象にするのではなく、いわゆる「攪乱」の視点からの検討も必要である。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>本調査は継続実施する必要がある。大堰下流の環境が生物にとって厳しいことは現状の通りである。大堰下流部から河口までの河川環境は大堰操作のために単純化して、海水と淡水との混ざり合いが阻害されていることに象徴されこれが大きな問題である。生物多様性を望む立場からは大堰からの下流への放流量が魚道のみであることが原因であることは衆知の通りである。大堰の操作を見直して、放流量を増やすべきである。そのさい、季節ごととか、年間に何回かの放流を行い、それぞれのケースごとに環境モニタリングを実施して、これらの結果から適正な維持流量を模索すべきである。</p>			

シート	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川については早急に着手する。</p> <p>淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査の実施、及び維持流量の検討 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>淀川大堰下流・大川・神崎川において河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。</p> <p>環境-33,34 に同じ</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川については早期に着手する。</p> <p>淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川</p> <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査の実施 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【琵琶湖部会】</p> <p>既存の各ダムあるいは堰について、その下流における河川環境上必要な水量を検討することは、一面で問題はあるものの、他面では必要なことである。「提言」および「意見書」の主旨を汲み取り、琵琶湖に流入する河川について、直轄かどうかを問わず、検討を進める必要がある。</p> <p>また、必要な水量として、流量の下限値のみを対象にするのではなく、いわゆる「攪乱」の視点からの検討も必要である。</p> <p>【淀川部会】</p> <p>環境-35 と関連のある調査である。市街地を流れる河川であるからこそ、水質汚濁などの環境の悪化は避けるべきである。そのために必要な流量を検討するために、現在実施中の試行によるそれぞれの環境モニタリングの結果を検討し、修正が必要であれば、さらに、流量とその組み合わせを変えて試行することを積み重ねて、今後数年間は継続して調査を実施して、可及的にその結果を明らかにして、適正な維持流量を決めるべきである。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

淀川大堰から新淀川に魚道を通して放流しているが、流況が良好な時以外は、放流を制限または停止している。

河川整備の方針

淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、水量が生物の生息・生育環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討する。

調査・検討

現在、新淀川の実態把握のため、大堰下流～淀川河口で水質を自動観測装置による調査及び底生生物の調査を実施し、それぞれ1年間のデータを得た。(環境 35)

平成16年8月から寝屋川・大川・神崎川等を対象として、寝屋川導水路、大川毛馬水門等の放流量を変え、流量と水質の関係及びその影響について現地調査を終え、分析段階。(環境 36)

並行して、河川管理者(国・府・市)、有識者及び利用者等が集まり、河川環境を形づくる多様な項目から見た淀川下流域に、本来維持されるべき望ましい流量と運用について、調査・検討することを目的とした検討会を発足させる予定。

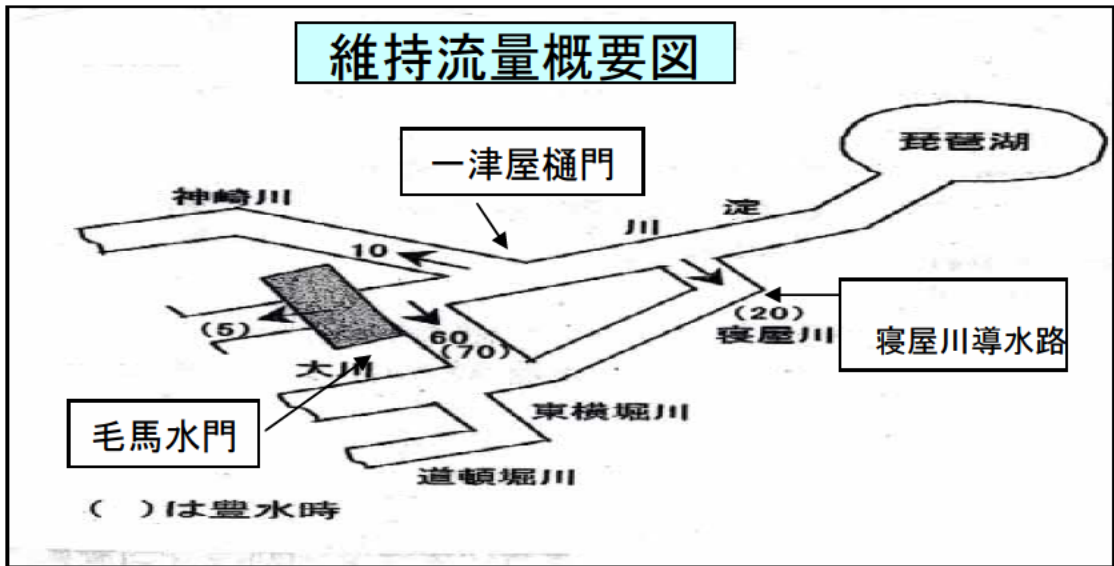
調査・検討

淀川下流部の維持流量の設定に当たっては、特に、大阪市内を流れる河川での水質が課題であり、地域のコンセンサスを含めた検討が必要である。

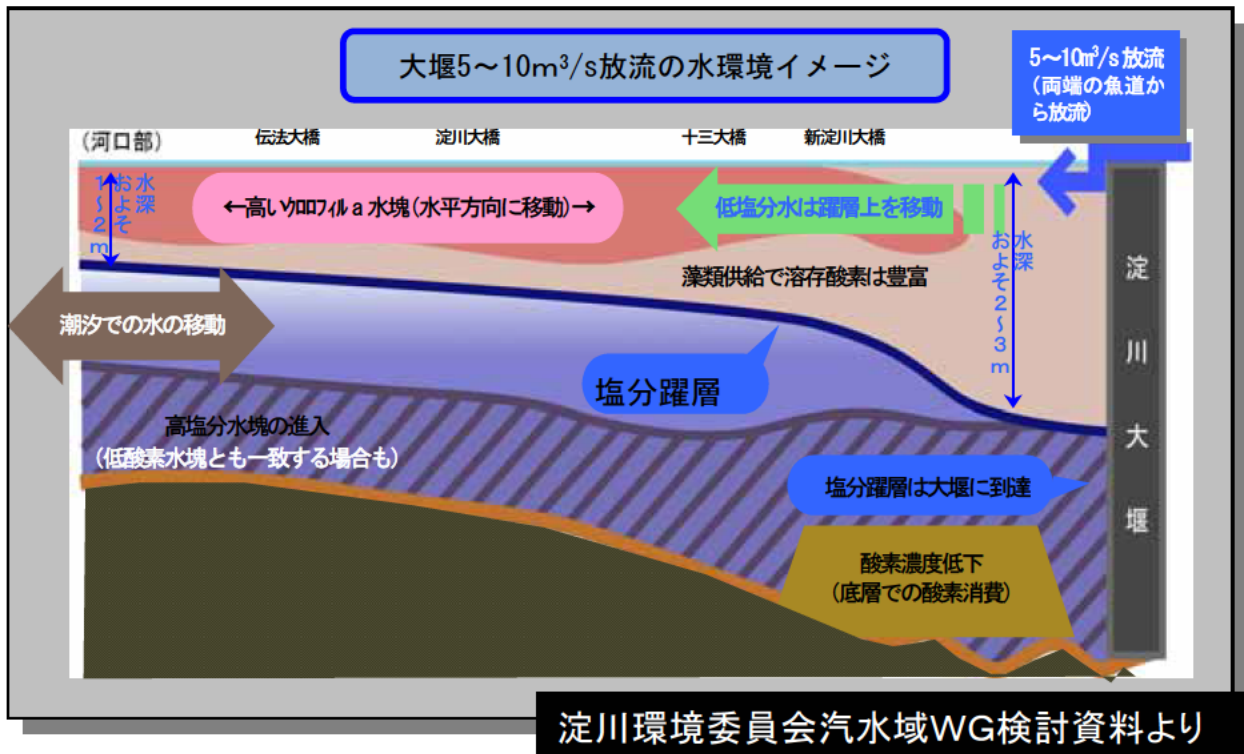
新淀川における生物層と水質の関連について検討していく。

「調査・検討」の概要

河川環境		
環境-35,36	河川環境上必要な水量を検討	2/2



◆ 淀川大堰下流の水環境イメージ



シート	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境、地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。</p> <p>設置単位</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 野洲川 草津川 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>学識経験者および沿川自治体からなる「河川保全利用委員会(仮称)」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断するとしていることは概ね適切である。</p> <p>占用権の一定期間ごとに見直しを行い、排他的独占的利用の制限に向け、現状を踏まえて公正な判断をする「河川保全利用委員会(仮称)」を設置することは概ね適切である。以下の点に配慮して行っていくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同委員会では占用許可施設のみならず、それ以外の利用、例えば堤外民地、自由使用のグラウンドなどスポーツ施設などについても審議する必要がある。 ・委員会の委員構成、住民意見聴取方法、審議の日程・内容・結果等に関する情報は公開する必要がある。 ・委員会は、学識経験者と沿川自治体で構成されており、地域住民の参加方法については、「委員会において意見を取り集める方法とする」となっているが、利用者や沿川住民を構成員に入れる必要がある。 ・ゴルフ場、公園等占用施設の新設および更新の許可にあたって、占用許可基準の変更、さらには河川敷利用縮小基準を検討する必要がある。 ・利用希望の利害調整だけでなく、めざしている河川環境について利用者も含めた関係者全員の理解を深める場、「河川でなければできない利用」を促進・調整する場とすることが望ましい。 			
シート	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。</p> <p>設置単位</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川本川 猪名川 宇治川 桂川 木津川下流 瀬田川 木津川上流 			

野洲川

草津川

なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。

< 進捗状況 詳細報告 > 実施

実施内容

平成16年3月15日に、河川保全利用委員会準備会を発足させました。

河川保全利用準備会は、今まで5回の会議を開かれ、当琵琶湖河川事務所に別紙のような提言をして頂いたところです。

琵琶湖河川事務所では、提言に従い河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)を近日中に発足させる準備を行っている所です。

設置イメージと流れ (略)

< 事業進捗報告への意見 >

【琵琶湖部会】

琵琶湖河川事務所管内において、「河川保全利用委員会準備会」が発足し、委員会の役割についての答申が得られたことは、評価できる。但しその内容は、「進捗状況詳細報告」からは、ほとんど読み取れない。委員会の公開性、委員会と河川事務所との関係、淀川流域の他の場所との関係など、詳細を明らかにされたい。

また、「国管理区間だけに限定しない」と一応はあるものの、本来、河川の直轄部分だけを直接の対象とする発想そのものが誤っていることは、「提言」および「意見書」において、再三述べたところである。必要とあらば関係機関との連絡を早急に行い、河川湖沼の全体において、保全利用を図るべきである。

【猪名川部会】

「河川保全利用委員会」では、意見書の趣旨を踏まえ、「河川でなければできない利用」を促進するための縮小目標など具体的な実施方針について審議すべきである。「河川でなくとも利用できる」種の高水敷占有に関する新規または更新申請にあたっては、申請者に対してまず堤内地に代替地を確保する努力を求めると、縮小する方向を旨として審査すべきである。

特に高水敷の利用率が高度な淀川や猪名川などは、新規の高水敷占有を認めず、目標を設定して段階的な縮小を図るべきである。

基礎案での記述

現状の課題

淀川流域では、広範囲にわたって造成された高水敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の整備が進められてきた。これら施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿を失わせることとなっている地区もあり、河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。

河川整備の方針

本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。しかしながら、既存の利用施設が数多くの人に利用され、また住民や自治体からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望や防災機能を含めたまちづくり全体の中の議論等の意見があることから、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断することとする。

調査・検討

実施内容

設置状況

淀川管内の地域毎に以下の4つの河川保全利用委員会を設置した。

- ・淀川本川河川保全利用委員会(淀川河口～大阪京都府界)
- ・宇治川河川保全利用委員会(大阪京都府界～天ヶ瀬ダム)
- ・桂川河川保全利用委員会(大阪京都府界～渡月橋)
- ・木津川下流河川保全利用委員会(大阪京都府界～笠置橋下流端)

委員会開催状況

年月	淀川本川	木津川下流	宇治川	桂川
H16.5		準備会議・現地視察		
H16.6				
H16.7		第1回委員会		
H16.8				
H16.9		第2回委員会		準備会議・現地視察
H16.10		第3回委員会		
H16.11			準備会議・現地視察	第1回委員会 第2回委員会
H16.12	準備会議・現地視察			
H17.1	第1回委員会	第4回委員会	第1回委員会	
H17.2				
H17.3	第2回委員会	第5回委員会	第2回委員会	

「調査・検討」の概要

利用 - 6

利用 - 6

河川保全利用委員会

2/2

調査・検討

委員構成

【木津川下流河川保全利用委員会・桂川河川保全利用委員会・宇治川河川保全利用委員会】(委員総数各8名)

学識経験者(環境分野)、学識経験者(体育分野)、学識経験者(都市計画分野)、学識経験者(河川工学分野)、学識経験者(住民参加分野)、京都府(環境担当部局)、京都府(都市計画担当部局)、京都府(教育担当部局)各1名

【淀川本川河川保全利用委員会】(委員総数10名)

学識経験者(環境分野)、学識経験者(体育分野)、学識経験者(都市計画分野)、学識経験者(河川工学分野)、学識経験者(住民参加分野)、学識経験者(緑地学分野)、学識経験者(法律分野)、大阪府(環境担当部局)、大阪府(都市計画担当部局)、大阪府(公園担当部局)各1名

委員会の目的

周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とする。

また、グラウンド等として使われている自由使用の河川敷について、河川管理者からの意見照会に応じて、意見を述べるものとする。

委員会の情報公開

会議は公開とする。

議事録及び会議資料は河川保全利用委員会が運営するホームページに公開

審議案件

委員会	名称	許可受人	設置年月日	占用面積 (m2)	審議状況
木津川下流	木津川河川敷運動広場	山城町	S57.12.1	7,492.28	意見書提出済
木津川下流	桜つづみ	城陽市	新規		意見書提出済
木津川下流	八幡市立児童遊園	八幡市	S57.9.8	213.50	審議終了
木津川下流	木津川河川敷運動広場	久御山町	S57.12.13	74,428.93	審議中
木津川下流	八幡市立運動広場	八幡市	S59.7.16	26,929.45	審議中
木津川下流	京都府木津川運動広場	京都府	S58.6.8	14,790.50	審議中
桂川	嵐山児童公園	嵯峨伊勢ノ上町自治会	S45.4.1	924.50	意見書提出済
桂川	桂川緑地	京都市	S46.9.2	25,441.62	意見書提出済
桂川	桂川緑地離宮前公園	京都市	H7.3.31	8,085.32	意見書提出済
桂川	(仮称)桜の(径)堤	大山崎町	新規		意見書提出済
宇治川	軟式野球場	京都市	S41.8.24	86,922.84	審議中
宇治川	伏見区民グラウンド	京都市 伏見区	H8.10.18	10,462.50	審議中
淀川本川	自然広場	大阪市 東淀川区	S55.5.14	6,150.00	審議終了
淀川本川	(仮称)江川公園	島本町	新規		審議終了

【平成17年4月11日時点】

シート	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>河川における船舶の航行は、水質をはじめ、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討が必要である。</p>			
シート	章項目	事業名	河川名
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の航行が河川環境に与える影響について、「河川環境委員会」の意見も踏まえて調査検討を行う。 <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【淀川部会】</p> <p>流域委員会は意見書で舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油汚濁などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発が望ましい。大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は進めるべきであるが、観光のための舟運は慎重にするべきである。航路や航行範囲は限定し、舟運のための河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は最小限に止めるべきである。</p> <p>平成16年3月に開催された第5回淀川大堰開門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11,12両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。今回の「調査・検討」は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

近年市民の河川に対する関心の増大、自治体における川に向いたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声がでており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針

阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

調査・検討

船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。

1) 実験内容

淀川航行船舶に適した、曳き船 + 台船、双胴船、水上バス、砂利採取船、巡視船により以下の航行実験を行った。

(1)航走波(2)航走音(3)航行方法(4)離着岸時の底泥巻き上げ(5)航行船舶の性能把握(6)ワンドへの影響(7)野鳥への影響観察

2) 実験結果

両岸50m以上離して航行実験を行った結果、波高は船舶により異なるが、概ね20cm程度であり、水際植生への航走波の影響は低いものとする。

3) 決定事項

環境保全の対策として船舶航行規則の概案として、航行条件、航行区域、航行速度、航走波抑制、船舶曳航条件、係留・停泊条件について定めた。

4) 調整事項

実験結果を「淀川環境委員会」に報告し、意見交換により環境影響への回避策を検討するとともに、船舶航行による魚類やヨシ原等に対する影響調査を継続的に実施する。

5) 今後の取組

離岸堤の整備などによる保全方法を検討する他、環境調和を目的とした航行規則を策定する。策定にあたっては、「淀川水面利用調整協議会」において、ゾーニングなど利用区域を制限し保全を図ることを検討する。

「調査・検討」の概要

利用		
利用-14	船舶航行環境影響検討	2/2

双胴船の航走波



鳥飼ワンド入口消波ブロックへの越波



シート	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川
<p>基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>河川整備計画との整合を図りつつ、「基本計画改定委員会(仮称)」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進 			
<p>< 基礎原案への意見 ></p> <p>淀川河川公園の整備は、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。</p> <p>淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設は、本来の淀川の生態系を分断しており、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。</p> <p>見直しの検討にあたっては下記の事項についての配慮が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者、自治体に加えて住民・住民団体を参加させること ・「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫をすること ・老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、周辺の自然環境に融合したものとする こと ・園内への植栽が、河川への外来種の導入につながらないように注意すること。 			
シート	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川
<p>基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進 			
<p>< 事業進捗報告への意見 ></p> <p>【淀川部会】</p> <p>公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある。検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。</p> <p>老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。</p> <p>整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。</p>			

基礎案での記述

現状の課題

広範囲にわたって造成された高水敷では社会的要請に応じて、グランド等の施設整備が進められてきた。この結果、年間520万人もの市民に憩いの場として活用されている。また、身近な自然空間として河川敷を利用したいとの強い要望がある。一方これらの人工的な施設整備は、低水護岸等と相まって、河川の生態系を分断しているところもあり、河川本来の特性を生かした利用形態への見直しが求められている。

河川整備の方針

河川整備計画との整合を図りつつ、淀川河川公園基本計画の見直しを行う。見直しに当たっては学識経験者・自治体などからなる「淀川河川公園基本計画改定委員会」において検討する。

改定に際しては、以下の項目方針を踏まえて検討する。

- 1) 公園区域やゾーニングの見直し
- 2) 自然環境の保全と再生・復元
- 3) 歴史と文化を取り入れた公園計画
- 4) 淀川にふさわしい利用ができる公園計画
- 5) まちと淀川をつなぐ河畔区域を含めた公園計画
- 6) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインの導入
- 7) 環境教育・研究の拠点としての既存施設活用

なお、堤防補強対策の実施と連携した高水敷きにおける公園の一体的整備についても検討する。

調査・検討

「淀川河川公園基本計画改定委員会」を平成16年7月8日開催した。今後、本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画」の改定を行う。

調査・検討

第1回淀川河川公園基本計画改定委員会を開催(平成16年7月8日)

第2回淀川河川公園基本計画改定委員会を開催(平成16年9月28日)

第3回淀川河川公園基本計画改定委員会を開催(平成17年1月18日)

第4回淀川河川公園基本計画改定委員会を開催(平成17年3月16日)

淀川河川公園基本計画改定委員会において淀川河川公園のあり方、公園基本方針の検討等を行う。

「調査・検討」の概要

関連施策

関連施策 - 1

国営公園整備

2 / 2

公園利用状況



枚方地区

鳥飼西地区



枚方地区、鳥飼西地区はそれぞれ利用面積の最も広い地区と最も狭い地区である。